

カナダにおける犯罪被害者施策

研究官 吉田 研一郎
研究官補 立谷 隆司

目 次

はじめに	247
第1 犯罪被害者施策の沿革	247
第2 刑事司法における被害者施策	249
1 裁判前の段階における被害者保護	249
2 被害者が犯罪被害によって被った影響に関する陳述	249
3 公判段階における被害者（証人）保護	250
(1) 被害者（証人）保護に関する一般的な規定	250
(2) 性犯罪に関する規定	251
(3) 証人保護プログラム	251
4 被害者保護のための処分	251
(1) 禁止命令	251
(2) 平穏保証命令	252
5 量刑における被害回復	252
(1) 被害者のための付加罰金	252
(2) 被害弁償命令	253
6 修復的司法	254
第3 矯正保護における被害者施策	255
1 被害者に対する情報提供	256
2 被害者からの情報又は意見の提出	256
3 仮釈放委員会とのコンタクト	257
4 ヒアリングの傍聴と審理結果の開示	257
第4 犯罪被害者補償制度	259
第5 オンタリオ州における被害者施策	262
1 基本法	262
2 被害者支援プログラム	262
(1) 被害者・証人援助プログラム	263
(2) 被害者危機援助・仲介サービス	264
(3) 性的暴行・強姦危機センター	264
(4) 被害者支援ライン	264
(5) 配偶者暴行応答プログラム	264
(6) ドメスティック・バイオレンス・コート	265
おわりに	265
資料 犯罪被害者に関する司法の基本原則宣言	268
主要参考文献一覧	269

はじめに

カナダは、10の州 (province) と3つの準州 (territory) からなる連邦国家である。連邦と州との権限の分配は、憲法¹に規定されているが、連邦政府の権限に属するものとしては、例えば、外交、防衛、州相互間の通商、通貨、特許、郵便事業等があり、州政府の権限に属するものとしては、教育、財産権、病院、地方自治体、その他地域的・私的性質を有する事項等がある。

刑事司法に関しては、連邦政府と州政府の双方がかかわっており、複雑な様相を呈している。まず、連邦には、刑事法についての排他的な立法権限が与えられており、刑法と刑事訴訟法を含む刑事法典 (Criminal Code) が連邦法として制定されて、すべての州 (準州を含む。以下、特に断りのない限り、同じ。) に適用されている。刑事法典以外にも罰則付きの規制法として、規制薬物法 (Controlled Drug and Substances Act) 等が制定されている。また、少年に関しては、少年犯罪者法 (Young Offenders Act)²が、やはり連邦法として制定されている。一方、民事及び刑事の事件を管轄する州裁判所の組織についての立法権限等も含めて、司法の運営 (administration of justice) は各州の所管とされている。そのため、刑事司法制度の実情は、州によりかなり違いがある。このほか、州には、一定の範囲で刑罰法令を制定する権限 (例えば、高速道路の交通規制、狩猟に関する規制等) も与えられている。

犯罪者の処遇に関しては、刑期2年以上の拘禁刑を言い渡された者の処遇は連邦政府が、それ以外の者の処遇は州政府が責任を負うこととされている。

犯罪被害者に関する制度についても、刑事法典等に規定されている刑事手続等に関しては全国共通であるものの、それ以外の部分は、各州で独自に立法措置を講じるなどして実施されている部分が多い。本稿では、刑事法典等に規定されている連邦政府における被害者施策の概要を中心に紹介することとし、併せて、カナダ最大の州であるオンタリオ州³で行われている被害者施策について紹介することとした。

第1 犯罪被害者施策の沿革

カナダにおける犯罪被害者施策は、1967年にサスカチュワン州において州政府による犯罪被害者補償制度が導入されたことに始まる。その後、同様の制度が徐々に他の州に広まり、連邦政府も、1973年に州政府との間で被害者補償に関する費用分担制度を導入して財政面での支援を行うことにより、その促進を図った。

1980年代に入ると被害者に対する関心は更に高まり、各州で様々な施策が行われるようになったが、連邦政府においても、1981年7月に、法務省 (Ministry of the Solicitor General) と司法省 (Department of Justice) が共同して被害者のニーズを評価し、施策を進める動きが始まり、同年12月には、連邦政府と州政府の司法担当大臣により、「犯罪被害者のための司法に関する連邦・州合同特別委員会」 (Federal-Provincial Task Force on Justice for Victims of Crime) を設けることが合意された。同委員会は、1983年に、刑事法や刑事手続の改革、被害者に対するサービスや情報提供の在り方、高齢者・子ども・家庭内暴力や性的暴行の被害者・先住民・殺人による被害者の遺族等の特別なニーズ、各種の施策やプログラムを支える財源の確保等に関して、79項目に及ぶ勧告を行った。

また、1981年には、「健康、福祉及び社会問題に関する常任委員会」 (Standing Committee on Health,

Welfare and Social Affairs) によって、家庭内での暴力（特に、妻に対する暴力）をテーマとする報告書が出され、1983年には、妻に対する暴力に関する施策やプログラムを検討するための作業グループ（Federal-Provincial-Territorial Group on Wife Battering）が設置されるなど、家庭内暴力の被害者に対する対策が検討された。

1985年にカナダが共同提案国の一つとなって国際連合で採択された「犯罪及び権力濫用の被害者に関する司法の基本原則の宣言」(Declaration of Basic Principles of Justice Relating to Victims of Crime and Abuse of Power) を受けて、1988年には、連邦政府及び各州の司法大臣が署名した「犯罪被害者に関する司法の基本原則声明」(Statement of Basic Principles of Justice for Victims of Crime) が出されている。この声明は、被害者の司法へのアクセス、公正な取扱い及び援助の提供を促進する上で、カナダの社会の指針とすべき10の原則が列挙されている（別添資料参照）。ただ、声明は出されたものの、連邦レベルの単一の法律として、被害者に関する基本法を制定する方向には向かわなかった。これは、法の執行、犯罪の捜査・起訴及び司法の運営一般（被害者に対するサービスの提供もそこに含まれる。）は、州の責任であると考えられたためである。したがって、被害者に関する基本法の立法作業は、各州にゆだねられる形となり、連邦レベルにおいては、専ら刑事法典の改正に焦点が当てられることになった。

1988年には、刑事法典の改正法案（Bill C-89）により、犯罪被害者に関して重要な改正が行われた。すなわち、被害者が、犯罪被害によって被った影響に関する陳述（victim impact statement）を裁判所に提出することが認められたほか、被害者のための付加罰金（victim fine surcharge）、被害弁償命令（restitution order）等の被害回復に関する規定が整備された⁴。1988年には、このほか、児童に対する性的虐待に関する規定が新設されるとともに、性犯罪に関する裁判手続において未成年を保護する様々な規定が設けられている。1990年代に入ってから、性犯罪の被害者の保護に関する規定の整備、禁止命令（prohibition order）や平穏保証命令（peace bonds）に関する規定の整備、証人尋問における証人の負担軽減措置に関する規定の整備等、毎年のように刑事法典の改正が行われてきている（具体的な内容については、本稿第2参照。）。また、1992年に制定された矯正及び条件付き釈放法（Corrections and Conditional Release Act）において、矯正処遇及び条件付き釈放手続の中での被害者の役割や、情報提供の在り方についての諸規定が設けられている（具体的な内容については、本稿第3参照。）。

この間、州レベルでは、マニトバ州において1987年に犯罪被害者のための司法に関する法律（Justice for Victims of Crime Act）が制定されたのを皮切りに、各州で次々と同様の立法が行われ、1997年にアルバータ州で犯罪被害者法（Victims of Crime Act）が施行されたことにより、全州（ただし、1999年4月にノースウェスト準州から分かれて新たに発足したヌナヴット準州については、資料の制約から、ノースウェスト準州に含めることとする。以下同じ。）が犯罪被害者に関する基本法を有するに至っている。

その後も、連邦においては、被害者に関する基本法は制定されていないものの、各州との連携を図りつつ被害者施策の充実に向けた取組が進められている。1997年には、犯罪被害者に関する連邦-州-準州作業グループ（Federal-Provincial-Territorial Working Group on Victims of Crime）が設置され、それまでの立法政策の進展を踏まえつつ、被告人の権利を侵害又は制限しないで、被害者の役割やニーズを実現するために更に改善すべき点について検討がなされた。同作業グループは、1997年11月に、連邦及び州の司法担当大臣に対する中間報告書を提出している⁵。さらに、同作業グループが行った指摘は、連邦議会の「正義及び人権に関する常任委員会」(Standing Committee on Justice and Human Rights) において検討が重ねられ、1998年10月に出された同委員会の報告書⁶において、刑事法典等の改

正、犯罪被害者対策室の設置等、17項目の勧告が行われた。これを受けて、連邦政府は、1999年4月に刑事法典等の改正法案（Bill C-79）を連邦議会に提出し、同法案は、同年6月に成立した（施行日は同年12月1日）。同改正法（以下「1999年改正法」という。）は、前述の「犯罪被害者に関する司法の基本原則声明」を踏まえ、その序文において、できる限り被害者及び証人の権利と被疑者・被告人の権利との調整と和解を図ること、被害者及び証人を、礼儀、思いやり及び尊厳をもって遇すべきこと、特に被害者の安全やプライバシーに影響を与える決定に関しては、その意見や懸念が考慮に入れられるべきであることなどを明記している。

第2 刑事司法における被害者施策

1 裁判前の段階における被害者保護

従来、刑事法典の保釈に関する条項には、犯罪被害者についての明示的な規定は設けられていなかった。被告人の勾留は、①被告人の出廷を確保するために必要である場合、②保釈されると実質的な再犯の可能性があるなど一般市民の保護・安全のために必要である場合、③その他の正当な理由がある場合にのみ認められるとされていた（刑事法典515条10項。以下、刑事法典については、法律名を省略する。）。また、裁判所は、勾留中の犯罪者に対する指示事項として証人等特定の者との接触を禁止したり、保釈を命じる際の遵守事項として、証人等特定の者と接触したり、特定の場所へ行くことを禁止することができ（515条4項）、特に、被告人が、人に対する暴力（その使用、脅迫又は未遂）を伴う犯罪や犯罪的嫌がらせ行為（criminal harassment）で起訴されている場合には、保釈を命じる前に、それらの遵守事項を課する必要があるか否かを考慮する必要があるほか、保釈に当たっては、武器所持を禁止する遵守事項を付加しなければならないとされていた（515条4.2項及び同条4.1項）が、これらの条項には、いずれも被害者の保護・安全についての考慮は明示されていなかった。ただ、各州の運用においては、特に重大な暴力犯罪や性犯罪の場合などには、被害者の保護・安全を考慮して保釈を制限したり、保釈に当たって被害者との接触禁止を命じることなどが行われていた。

1999年改正法では、裁判所は、被害者の保護・安全を確保するために必要なことに関して提出されたいかなる証拠をも考慮しなければならないとする規定（518条1項d.2）が加えられたほか、上に述べたような保釈に関する各条項の中に、被害者の保護・安全についての考慮が明示されるなど、裁判前の段階における被害者の保護が強化されている。

2 被害者が犯罪被害によって被った影響に関する陳述

犯罪被害者は、裁判所に対して、書面により、犯罪被害によって被った影響に関する陳述（victim impact statement、以下「被害影響陳述」という。）を提出することができる。提出できるのは、犯罪により危害が加えられ、又は犯罪行為の結果として身体的若しくは精神的被害を受けた者である。直接の被害者が死亡、病気又は陳述不能となった場合には、その配偶者、親戚、法的若しくは事実上の監護権をもつ者、又は、被害者若しくはその被扶養者の養育や扶養の責任を負う者も含まれる（722条4項）。

1988年の刑事法典の改正により、この制度が導入された当初は、量刑に当たってこれを考慮するかどうかは裁判所の裁量に任されていたが、1995年の同法典の改正により、被害影響陳述が提出されている場合には、量刑の際に必ず考慮に入れなければならないこととなった（722条1項）。ただし、どの程度考慮するかは、裁判所の裁量にゆだねられており、書面の様式や具体的な手続は、州により異なってい

る。

被害影響陳述に関しては、犯罪によって被った影響を記述し、量刑の際に意見を述べる手段を被害者に与えるという、この制度が元来意図していた目的が十分実現されていないのではないかという批判がなされてきた。例えば、先に述べた連邦一州一準州作業グループの中間報告では、州によっては、被害者自身が陳述書を用意するのではなく、警察又は他の人物が被害者との面接に基づいて作成していること、口頭による陳述が一般的になっていないこと、被害影響陳述の手続を定めるプログラムを設けている州が半数にすぎないことなどのほか、陳述書が裁判所に提出された時点で加害者側にも開示されているため、本来は量刑のための判断材料であるにもかかわらず、有罪か否かを定めるために被告人側からの反対尋問の対象となってしまう懸念があることなどが指摘されていた⁷。

これらの指摘を踏まえて、1999年改正法では、幾つかの改正がなされている。主なものとしては、陳述を、口頭又は裁判所が適当と判断したその他の方法で行えるようにしたこと(722条2.1項)、加害者側への陳述書の開示は、加害者の有罪が確定した後に行うようにしたこと(722.1条)、裁判所は、陳述を用意する機会について被害者が説明を受けたか否かを、刑を科する前に調査しなければならない、被害者が被害影響陳述を用意するために、裁判の手続を延期できるようにしたこと(722.2条)などが挙げられる。

当然のことながら、被害影響陳述は、被害者が必ず行わなければならないというものではない。裁判所は、被害影響陳述が提出されているか否かにかかわらず、他の証拠により、犯罪被害によって被害者が被った影響を考慮することができる(722条3項)。

なお、被害影響陳述の制度は、1995年の少年犯罪者法の改正により、刑事法典の関連規定を少年手続にも適用する形で、少年裁判所(youth court)においても導入されている(少年犯罪者法20条8項)。

3 公判段階における被害者(証人)保護

(1) 被害者(証人)保護に関する一般的な規定

カナダでは、特に性犯罪や暴力犯罪の被害者を主な対象として、公判段階における特別な配慮に関する規定が整備されてきている。その主なものを挙げると、以下のとおりである。

通常、刑事裁判は公開の法廷で行われるが、裁判官は、公衆道徳、秩序の維持又は司法の適正な運営に資すると判断するときは、審理手続の全部又は一部について、公衆(public)の全部又は一部を退廷させることができる(486条1項)。特に、被告人が性犯罪又は暴力犯罪で起訴された手続において、証人が18歳未満⁸である場合には、証人の利益を確実に保護することが、「司法の適正な運営」に含まれると明示されている(486条1.1項)。また、性犯罪、売春の周旋等の特定の犯罪については、検察官又は被告人は、裁判官に対して、公衆を退廷させる命令を出すよう申請することができ、裁判官は、事案によりそうした命令を発しないときは、その理由を示さなければならない(486条2項)。

被告人が性犯罪又は暴力犯罪で起訴された手続においては、原則として、被告人は、18歳未満⁹の証人に対して直接反対尋問をすることはできず、裁判官が、反対尋問を行うための弁護人を選任する(486条2.3項)。また、裁判官は、証人が14歳未満又は精神的若しくは身体的障害を有する者である場合¹⁰には、検察官又は証人の申請に基づき、証人が選んだ付添人が、証言の間、証人に付き添うことを許可することができる(486条1.2項)。

被告人が性犯罪、暴力犯罪等で起訴された手続において、告訴人又は証人が、18歳未満であるか、精神的若しくは身体的障害のために証言が困難である場合には、裁判官は、スクリーンを設けて、又は閉鎖回路テレビ(closed circuit TV)により法廷外で証言することを許可することができる(486条2.1

項)。また、告訴人又は証人が犯罪発生当時18歳未満である場合には、その者が犯罪発生後妥当な期間内に作成されたビデオテープで犯罪行為について説明し、証言の際、その収録内容を認めた(adopt)ときは、そのビデオテープを証拠とすることができる(715.1条)。

被告人が、性犯罪、売春、恐喝等、特定の犯罪で起訴されている場合、裁判官は、告訴人又は証人を特定し得る情報の公刊又は放送を禁じる命令を発することができる(486条3項)。特に、18歳未満の告訴人又は証人に対しては、裁判官は、この命令の発出を求める権利があることを必ず教示することとされており、告訴人、検察官又は証人から申請があった場合には、命令を発することが義務づけられている(486条4項)。この命令に違反した場合には、略式手続による処罰(summary conviction)の対象となる(486条5項)。さらに、1999年改正法は、従来公刊又は放送禁止規定の対象とされていなかったいかなる犯罪についても、裁判官が司法の適正な運営のために必要であると認めた場合には、被害者及び証人の人物の特定につながる情報の公刊又は放送を禁じる権限を裁判官に与え、その具体的な手続についての規定を設けている(486条4.1項ないし同条4.9項)。

(2) 性犯罪に関する規定

刑事法典には、これまで述べてきた様々な保護規定のほか、性犯罪の被害者の特別なニーズや懸念に対処するための諸規定が設けられている。

性犯罪として起訴された行為に被害者の同意があった可能性が高い、あるいは、被害者の証言が信用性に欠けるということを示唆する証拠として、被害者が、被告人又は他の人物と性的行為をもったことがあるという事実を用いることは許されない(276条1項)。このような証拠に証拠能力が認められるのは、裁判官が、刑事法典に規定された慎重な手続に従って、それが性的活動の具体的な例(specific instances)を示すもので、裁判における争点との関連性があり、かつ、重要な証拠としての価値が、予断を抱かせる危険性を十分上回っていると判断した場合に限られる(276条2項)。

また、1997年の刑事法典の改正により、性犯罪等の公判手続において、被害者又は証人の医学的、治療的、その他の個人情報を含む記録にアクセスする被告人の権利に制限が加えられている。被告人がこれらの記録の提出を求める場合には、その記録が審理における争点に関連性があることの立証責任は、被告人に課されている。裁判官は、その記録請求を慎重に吟味し、被告人の防御権及び十分な回答を受ける権利と、被害者、証人又は他の関係者のプライバシーと平等に関する権利の双方を考慮しながら、最終判断を下さなければならない。こうした記録請求に対する審理における被害者のプライバシー保護のため、刑事法典には、審理を非公開とすることのほか、審理において被害者が証言を強要されない権利、手続や申請内容の公表の禁止、関連性のない個人情報を削除するための記録の編集、記録提出に際しその他適当な条件を付加する手続等が定められている(278.1条ないし278.9条)。

(3) 証人保護プログラム

犯罪の捜査や裁判等の過程で情報や証拠の提供を行った、又は提供することに同意した被害者等を、そのことによって生じる危険から守るために、証人保護プログラム法(Witness Protection Program Act)が設けられている。同法は、捜査や裁判に関与した者で保護を求めるものに対し、その安全の確保等のため、一定の要件の下に、相談や経済的援助のほか、転居、宿泊場所の提供等を行うことを定めている。

4 被害者保護のための処分

(1) 禁止命令

裁判所は、14歳未満の者に対して性犯罪を犯した者について有罪とするときは、他の刑罰に加えて、

公園、公共の遊泳場、保育園、学校、屋外遊び場、コミュニティセンター等、14歳未満の者が集まる場所に入ったり、有給か無給かにかかわらず、14歳未満の者に対して信頼や権威により影響を及ぼす仕事 (a position of trust or authority towards person under the age of 14) に就くことを禁止する命令を出すことができる。禁止期間は、裁判所が適当と判断する期間で、終身の場合もあれば短い期間の場合もある。裁判所は、その後の状況の変化により、適当と判断するときは、遵守事項を変更することができる。この命令に従わない場合には、正式起訴犯罪として2年を超えない期間の拘禁刑に処せられるか、又は略式起訴犯罪として処罰される (161条1項ないし同条4項)。

(2) 平穏保証命令

自己又はその配偶者や子どもに対する他者からの傷害又は財産的損害のおそれを感じている者は、治安判事等に告発状を提出することができ、提出を受けた治安判事等は、当事者を呼び出し、証拠により告発者の恐怖に合理的な根拠があると判断した場合には、被告発者に対し、12か月を超えない一定期間、平穏を保ち (keep the peace)、善行を保持する誓約を行うことを命ずることができる。その際、必要に応じ、武器所持の禁止、告発者やその家族が生活する一定の地域への立入りの禁止、告発者やその家族との直接的又は間接的な接触の禁止等の遵守事項を加えることもできる。遵守事項は、告発者や被告発者の申請に基づき、変更することができる (810条)。

特定の者について、合理的な根拠に基づき、14歳未満の者に対する性犯罪のおそれ又は程度の重い対人傷害のおそれを感じている者も、同様に告発状を提出することができる。これらの場合、誰に対する犯罪のおそれであるかを特定する必要はないが、後者については、告発状の提出に当たって検事総長 (the Attorney General) の同意が必要である。被告発者に誓約を命じるときは、前者の場合には、公園、公共の遊泳場、保育園、学校、屋外遊び場、コミュニティセンター等、14歳未満の者が集まる場所への立入りの禁止、後者の場合には、武器所持の禁止、州矯正当局又は警察署への出頭義務等の遵守事項を課することができる (810.1条及び810.2条)。

これらの誓約を拒否した場合には、治安判事等は、被告発者を12か月を超えない範囲で刑務所に収容することができる (810条3項(b)、810.1条3.1項及び810.2条4項)。また、誓約書に違反した場合には、2年を超えない拘禁刑に相当する正式起訴犯罪又は略式起訴犯罪に該当する (811条)。

5 量刑における被害回復

刑事法典には、刑罰の基本的な目的として、①違法行為に対する非難、②犯罪の抑止、③犯罪者の隔離及び④社会復帰の援助と並んで、⑤被害者又は地域社会が受けた被害の回復 (reparations) と、⑥犯罪者に、被害者及び地域社会が受けた被害についての認識や責任感を深めさせることが挙げられている (718条)。

具体的な被害回復の手段として、被害者のための付加罰金 (victim fine surcharge、以下「付加罰金」という。) 及び被害弁償命令 (restitution order、以下「弁償命令」という。) がある。

(1) 被害者のための付加罰金

付加罰金は、刑事法典又は規制薬物法に規定する罪を犯した者に対し、他の刑に加えて、犯罪被害者支援のための基金として一定額の納付を科するものである (737条1項)。付加罰金は各州の歳入となり、被害者への援助のために支出される。付加罰金の額は、従来は、罰金が科されるときは罰金額の15パーセント、罰金が科されないときは35カナダドル (以下、単に「ドル」という。) を、それぞれ上限とすることとされていたが、1999年改正法により引き上げられ、罰金が科されるときは一律に罰金額の15パーセント、罰金が科されないときは、略式手続犯罪の場合は50ドル、正式起訴犯罪の場合は100ドルを、そ

れぞれ上限とすることとされた。場合により、更に加算することも可能である（737条2項及び同条3項）。ただし、付加罰金を科することが加害者に過度の困難をもたらす場合には、裁判所は、これを科さないこともできる。その場合、裁判所は、その理由を訴訟記録に記さなければならない（737条5項及び同条6項）。

刑事法典に定められている付加罰金とは別に、州法で規定する犯罪について、独自に付加罰金を科している州も多い。州レベルにおける様々な被害者支援プログラムの多くは、その予算の一部を付加罰金から得ている。

(2) 被害弁償命令

判決を言い渡す裁判所は、検察官の申請に基づき、又は職権により、加害者に対し、他の刑罰に加えて犯罪被害者に対する弁償命令を科することができる（738条1項）。弁償命令は、当該犯罪によるものであることが確実な財産的被害と、当該犯罪による身体的な被害の結果もたらされたことが確実な金銭的損害に関して命じることができる。配偶者に対する暴力や児童虐待など、家庭内暴力事犯の場合には、住居の移転、一時的な住居の確保、子どもの養育等のために被った支出について、弁償の対象となり得る。

弁償命令は、他の刑罰に加えて科することができるほか、保護観察命令（probation order）を科する場合の遵守事項とすることもできる（732.1条3項(h)）。

裁判所は、弁償命令と併せて没収（forfeiture）又は罰金を科そうとする場合には、弁償命令を優先し、その上で、没収又は罰金を科するか否か、科する場合には金額をどうするかを決めることとされている（740条）。

裁判所が指定した期間内に弁償が履行されない場合には、弁償を受けることとされた者は、その命令書を民事裁判所に提出することができる。その場合には、刑事手続によって出された弁償命令は、民事裁判所による判決と同様の効果を有することとなり、銀行口座の差押えや財産についての先取特権（lien）の設定等、加害者に対する強制的な執行が可能となる（741条1項）。

表1 有罪とされた事件に対する刑の宣告状況

(1997/98年度)

州（準州）	総数	実刑	保護観察	罰金	被害弁償命令	その他
総数	250,073	33	43	41	5	50
ニュー・ファンドランド州	5,284	30	49	38	7	70
プリンス・エドワード・アイランド州	1,419	60	45	45	14	24
ノヴァ・スコシア州	9,237	22	34	54	6	45
ケベック州	60,447	28	51	47	3	54
オンタリオ州	118,440	39	46	33	6	50
サスカチュワン州	16,293	25	31	49	6	58
アルバータ州	35,186	28	23	56	6	40
ユーコン準州	1,157	44	48	30	9	27
ノースウェスト準州	2,610	39	41	30	13	34

注 1 Canadian Centre for Justice Statistics *Juristat* Vol. 18 No. 14 による。

2 総数を除く数字は、総数に対する比率（%）である。

3 1件について複数の刑が宣告される場合があるので、比率の合計は100%を超える。

4 「その他」は、絶対的釈放、条件付き釈放、執行猶予、宣告猶予、法的経費支払命令、運転免許停止、武器所持制限、自動車等運転制限、社会奉仕命令、治療命令、禁止命令、没収及び追徴並びにその他の刑罰である。

5 ニュー・ブランズウィック州、マニトバ州及びプリティッシュ・コロンビア州については、不明である。

6 ヌナヴット準州については、ノースウェスト準州に含まれている。

表1は、有罪とされた事件に対する刑の宣告状況を、ニュー・ファンドランド州等、九つの州（準州）について見たものである。同表から分かるとおり、弁償命令は、プリンス・エドワード・アイランド州及びノースウェスト準州において10%を超えているだけで、一般的には余り行われていない¹¹。また、行われたとしても、加害者の経済状況等のため履行されないことも多く、結局のところ被害者にとってあまり利益になっていないという批判もある¹²。前述の「正義及び人権に関する常任委員会」による勧告においても、こうした批判があることを認め、勧告で設置を求めている犯罪被害者対策室において、弁償命令の執行に関して被害者を助けるために、州における政策及び資源の発展を援助するよう勧告を行っている。

また、少年犯罪者法には、少年に対して科し得る処分として、金銭による被害弁償（犯罪による直接的な金銭的損害のほか、収入等の損失、当該犯罪による身体的な被害の結果もたらされた金銭的損害等も対象となる。）、被害品の返還、被害品の善意の取得者に対する弁償、人的サービス（personal services）の提供による被害弁償等が規定されている（少年犯罪者法20条1項）。そして、裁判所は、これらの処分のうちどれを選択するかを検討する際には、弁償を受ける者の意向を考慮できることになっている（同法21条4項）。

6 修復的司法（restorative justice）

カナダでは、従来の応報的な刑事司法制度に対する反省等の上に立って、1970年代から、いわゆる修復的司法の考え方を刑事司法の中に取り入れる動きが活発になってきている。修復的司法の考え方は、カナダ等の先住民（aboriginal）の伝統や哲学の中にそのルーツを求めるといわれているが、現在の刑事司法制度の中での最初の試みとしては、1974年に、オンタリオ州においてメノナイト教会によって始められた被害者加害者和解プログラム（Victim-Offender Reconciliation Program）を挙げることができる。同プログラムは、その後、急速にカナダの各州やアメリカ合衆国等に拡大し、修復的司法の考え方を取り入れた他のプログラムも、次々と導入されるようになってきている。現在は、すべての州で修復的司法の考え方に基づく何らかのプログラムが実施されているが、その位置づけや実施状況は、州によって大きな格差がある。代表的なものとしては、以下のようなものが挙げられる。

① 被害者加害者和解（調停）プログラム

被害者と加害者が、調停者の出席のもとで対面する。被害者は犯罪被害によって被った影響や感情を表明し、他方、加害者は、自らの（犯罪）行為について説明し、謝罪する。そして、被害弁償等の方法（被害者に対して直接弁償を行う場合もあれば、加害者に社会奉仕的な活動を行わせる場合もある。）について話し合う。金銭的な支払よりも、双方の和解に重点が置かれているが、実際には和解に至るのは困難なケースも多く、最近では、プログラムの名称も被害者加害者調停プログラム（Victim-Offender Mediation Program）と呼ばれることが多い。被害者と加害者の双方がこのプログラムによる解決に同意していることが前提であり、比較的軽微な犯罪について活用される場合が多い。

② ファミリー・グループ・カンファレンス（Family Group Conference）

ニュー・ジーランドの先住民であるマオリ族等の伝統に根ざすもので、1989年にニュー・ジーランドで導入され、カナダにおいても、主に少年犯罪者を対象に活用されている。仲介者（又はファシリテーター）の下で、加害者及びその家族、被害者、警察官、その他の人々（地域社会の代表、加害者又は被害者の援助者等）が集まり、事件について話し合い、問題の解決方法を探るものである。警察が、仲介者等の訓練や研修に積極的に関与している。地域によっては、コミュニティ・ジャスティス・フォーラム（Community Justice Forums）という名称の下に、成人も対象として行われている。

③ センテンス・サークル (Sentencing Circles)

裁判官、検察官、弁護士、加害者、被害者、地域社会の代表等が一堂に集まり、加害者の改善更生と被害者や地域社会が被った被害の回復を図るために、加害者にどのような処罰を行うのがよいかを話し合うもので、これもカナダの先住民の伝統に基づいている。類似のものとして、加害者と被害者の和解と加害者の地域社会への再統合を目指すもの (Healing Circles) や、先住民の仮釈放審理等の際に用いられるもの (Releasing Circles) がある。

こうした制度については、現在も、刑事法典上明確な規定は設けられていないが、1995年の刑事法典の改正 (1996年施行) により、「状況から判断して妥当又は合理的と思われる場合には、先住民の犯罪者が置かれた状況に特に配慮して、すべての犯罪者に対して拘禁刑以外の制裁が考慮されなければならない」との規定 (718.2条(e)) が設けられたことで、ある程度の位置づけがなされているといえる。なお、少年犯罪者法では、犯罪を犯した少年については、社会防衛と矛盾しない範囲で、何らの措置をもとらないこと、又は司法手続以外の措置、すなわち代替措置 (alternative measures) をとることを検討しなければならないとされている (少年犯罪者法 3条1項(d)及び4条)。

また、「正義及び人権に関する常任委員会」による勧告でも、修復的司法に関して多くの支持がある反面、一部には批判もあることを認めた上で、修復的なアプローチは、従来の刑事司法に完全に取って代わるものではないが、適切に運用されれば、現行のプロセスの上でこれを補完し得るものであり、助長・発展されなければならないとの見解を示している。ただ、そのためには、現行の修復的司法に対する批判を厳しく受け止め、これを改善することが必要であり、まず、勧告で設置を求めている犯罪被害者対策室において、修復的司法の実情についての検討と評価を行い、被害者の尊重や保護を確かなものにするための原則やガイドラインを作っていくことが必要であるとの勧告を行っている¹³。一方、政府においても、修復的司法に関する連邦-州-準州作業グループ (Federal-Provincial-Territorial Working Group on Restorative Justice) を設置し、被害者、地域社会及び加害者のそれぞれのニーズの均衡をどのように保つべきか、政府と地域社会の関係はどうあるべきかといった概念的な問題や、運用面・手続面の課題について検討を進めている¹⁴。

第3 矯正保護における被害者施策

カナダでは、犯罪者の処遇は、刑期2年以上の実刑に処された者については連邦政府が、それ以外の者については州政府が管轄することとなっている。連邦政府における犯罪者処遇の担当部局として、法務省 (Ministry of the Solicitor General) に、矯正保護局 (Correctional Service of Canada) 及び全国仮釈放委員会 (National Parole Board, 以下「仮釈放委員会」という。) が置かれている。矯正保護局は、刑期2年以上の受刑者に対する施設内処遇と仮釈放後の保護観察に関する権限を有し、仮釈放委員会は、連邦刑務所に収容されている受刑者と、州仮釈放委員会のない州¹⁵の刑務所に収容されている受刑者に対する条件付き釈放に関する権限を有している。

条件付き釈放の種類には、一時帰休 (temporary absence)¹⁶、外部通勤 (work release)、デイ・パロール (day parole)¹⁷、フル・パロール (full parole) 及び法定釈放 (statutory release) がある。このうち、一時帰休の一部と外部通勤は刑務所長に、一時帰休の一部、デイ・パロール及びフル・パロールは仮釈放委員会に、許否を決定する権限が与えられている。また、法定釈放は、無期徒刑及び不定期刑で服役中の受刑者を除き、フル・パロールを認められなかった受刑者を、刑期の3分の2を経過した時点で

自動的に釈放するものであるが、仮釈放委員会は、釈放に当たって遵守事項を付加することができるほか、矯正保護局の付託を受けて、釈放中に人を殺傷したり、重大な薬物犯罪を惹起するおそれのある受刑者等については、刑期満了まで拘禁することができる。

ここでは、矯正保護局及び仮釈放委員会が行う連邦レベルでの矯正処遇及び条件付き釈放に関する犯罪被害者施策を概観する。

1 被害者に対する情報提供

連邦レベルでの犯罪者処遇及び条件付き釈放の過程における犯罪被害者の位置づけは、1992年に制定された矯正及び条件付き釈放法によって正式に規定されることとなった。

同法でいう被害者とは、基本的には、犯罪の直接の対象者、又は犯罪の結果身体的若しくは精神的被害を被った者であり、本人が死亡しているなどの場合には、その配偶者若しくは親族、法律上若しくは事実上の監護権を有する者、その者の養育責任を負う者、又はその者の被扶養者が含まれる。

同法が制定されるまでは、プライバシー法 (Privacy Act) の規定により、情報の開示による公共の利益が、その開示によって生じるプライバシーの侵害より明らかに重要と考えられる場合に限り、情報の開示が認められていたが、この規定はよく知られておらず、広く用いられるものではなかった。しかし、矯正及び条件付き釈放法の制定により、現在では、次のとおり被害者に対する情報提供が行われるようになってきている。

矯正保護局及び仮釈放委員会は、被害者の請求に基づき、加害者の氏名、罪名、有罪判決を言い渡した裁判所、刑の始期、刑期、一時帰休又はパロールの条件を満たす日 (応当日) 及び審査日等の一般的 (基本的) 情報を被害者に開示しなければならない。また、被害者の利益が、明らかに加害者のプライバシーの侵害より重要であると、矯正保護局又は仮釈放委員会が認めた場合には、プライバシー法により保護される情報、すなわち加害者の年齢、受刑施設の所在地、条件付き釈放による釈放予定日、釈放の際の遵守事項、帰住予定地、帰住予定地への移動の際に被害者の居住地を通るか否か、加害者が拘禁中であるか否か、拘禁されていない場合にはその理由等についての情報を提供することができる。継続的に情報提供を希望する被害者は、被害者の責任において、最新の住所と電話番号を矯正保護局又は仮釈放委員会に知らせておかなければならない。

被害者に対して矯正処遇や条件付き釈放に関する情報提供等を円滑に行うため、矯正保護局の地方本部、刑務所及び保護観察所には、被害者支援の担当官が置かれている。また、仮釈放委員会の地方事務所には、被害者やその家族が容易に情報提供を受けられるよう、無料の専用電話 (Victim Information Line) が設けられている。

なお、加害者の矯正処遇や (仮) 釈放に関するこうした情報提供のシステムは、州レベルでも行われている (オンタリオ州の状況については、本稿第5参照)。

2 被害者からの情報又は意見の提出

犯罪被害者は、裁判の後、加害者が受刑中にも、犯罪によって被った精神的・身体的・経済的・心理的影響に関する情報を、矯正保護局や仮釈放委員会に対して提供できる。また、被害者は、加害者の条件付き釈放に関し、仮釈放委員会に対して書面で意見を提出することができ、同委員会は、その提出があったときは、審理に当たって必ず考慮に入れなければならない。被害者の身体的安全が脅かされることが予測されるような場合には、こうした情報は、決定を行う上でとりわけ重要な判断材料となる。仮釈放委員会は、条件付き釈放を許可する場合には、遵守事項として、被害者との接触禁止等を課するこ

とができる。

仮釈放委員会及び矯正保護局は、受刑者について何らかの決定を行う際には、決定に当たって用いられる情報を、すべて当該受刑者に開示しなければならない。パロールの審理に当たっては、通常、受刑者に対するヒアリングが行われるが、そこで用いられる資料も、少なくとも面接審理の15日前には当該受刑者に開示しなければならないことになっている。したがって、被害者が提出した意見等も、原則としてすべて加害者に開示されることになる。ただし、公共の利益のためにその情報が開示されるべきでない、あるいは、開示することにより人の安全や刑務所の保安等を脅かしたり、法に基づく調査の遂行を妨げることになると信じるに足る合理的な理由がある場合には、仮釈放委員会は、その範囲で、情報を非開示とすることができる。その場合も、情報の要旨が受刑者に示されることが多く、全く開示されない情報が審理に用いられることは、極めてまれである。

なお、第1級及び第2級謀殺罪 (murder) で無期刑に処せられた者については、パロールの審査を受けられるまでに、第1級殺人の場合は25年間、第2級殺人の場合は10年以上25年以内で裁判官が定めた期間服役しなければならないが、15年を経過した時点で、受刑者は、この期間の短縮を裁判所に求めることができる (刑事法典745.6条)。これを認めるかどうかの判断は陪審員にゆだねられるが、その審理に当たって、被害者は、新たに被害影響陳述を提出できることになっている (同745.63条)。

3 仮釈放委員会とのコンタクト

表2は、仮釈放委員会と被害者とのコンタクトの回数の推移を、州・地域別に見たものである。1994/95年度 (会計年度、以下同じ。)には全国で5,588件にすぎなかったコンタクトの回数は、1998/99年度には9,883件に達しており、この5年間で約1.8倍に増加している。州・地域別では、1995/96年度までオンタリオ州が全体の過半数を占めていたが、近年は、内陸や太平洋側の地域においてもコンタクト回数が増えている。

なお、1993/94年度 (下半期のみ) から1996/97年度までの間に仮釈放委員会とコンタクトを行った被害者について調査した結果¹⁸⁾によると、事件の内容では、性犯罪 (sexual offences) の被害者が最も多く (47%~57%の範囲で推移)、次いで暴力事犯の被害者 (同じく41%~49%) となっている。また、コンタクトの方法は、書面 (同じく55%~60%) が電話 (同じく40%~45%) を上回っている。

4 ヒアリングの傍聴と審理結果の開示

矯正及び条件付き釈放法は、条件付き釈放に関する決定の公開性と説明責任を強化し、決定に至る過

表2 犯罪被害者とのコンタクト回数 (州・地域別)

年 度	カナダ全土	大西洋側	ケベック州	オンタリオ州	内 陸	太平洋側
1994/95	5,588 (100.0)	558 (10.0)	312 (5.6)	3,458 (61.9)	658 (11.8)	602 (10.8)
1995/96	5,930 (100.0)	552 (9.3)	371 (6.3)	3,335 (56.2)	986 (16.6)	686 (11.6)
1996/97	6,525 (100.0)	595 (9.1)	458 (7.0)	2,955 (45.3)	1,215 (18.6)	1,302 (20.0)
1997/98	8,043 (100.0)	589 (7.3)	536 (6.7)	2,958 (36.8)	1,478 (18.4)	2,482 (30.9)
1998/99	9,883 (100.0)	596 (6.0)	554 (5.6)	3,439 (34.8)	1,855 (18.8)	3,439 (34.8)

注1 National Parole Board Performance Monitoring Report 1998-1999 による。

2 () 内は、構成比である。

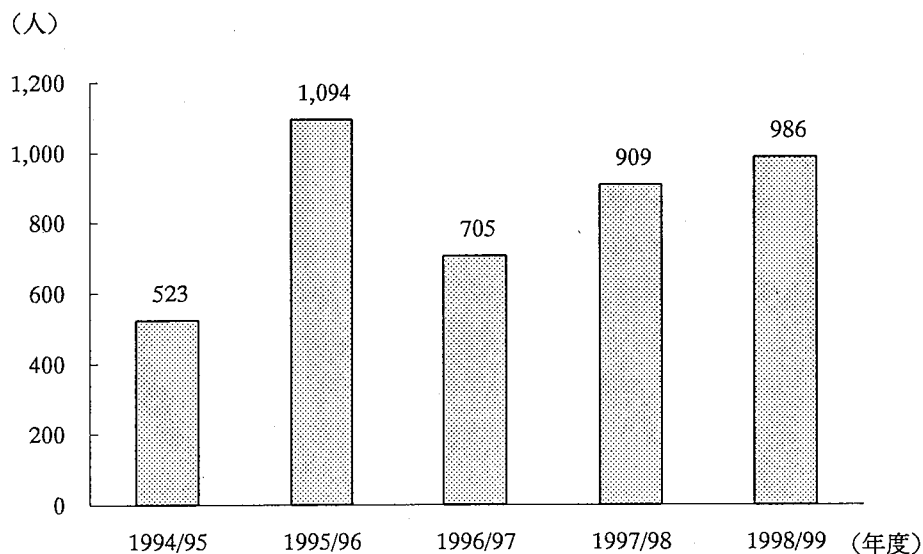
程について公共の理解を促進するための規定を設けている。

従来、受刑者の同意がなければヒアリングを傍聴することはできなかったが、同法により、犯罪被害者、マスコミ関係者、一般人等、誰でも、仮釈放委員会に対して、書面により傍聴の申請ができることになった。ただし、仮釈放委員会は、申請人が傍聴することにより、ヒアリングが妨害されたり、情報提供者（被害者やその家族、受刑者の家族等）に悪影響を及ぼす可能性がある場合や、ヒアリングが行われる施設の保安や秩序に悪影響を及ぼす可能性がある場合には、許可しないことができる。また、あくまで傍聴人としての出席が認められるだけであり、被害者であっても、ヒアリングの際に発言することは許されていない。

図1は、ヒアリングを傍聴した者の推移を見たものである。傍聴人の数は、1994/95年度から1995/96年度にかけて急激に増加した後、いったん減少したが、最近再び増加傾向にある。

なお、1994/95年度から1996/97年度までの各年度の傍聴人について、その内訳を調査した結果¹⁹によると、被害者が35%~40%、報道関係者が4%~9%、その他（学生、裁判官、弁護士、警察官、一般人等）が53%~57%となっている。

図1 傍聴人の推移

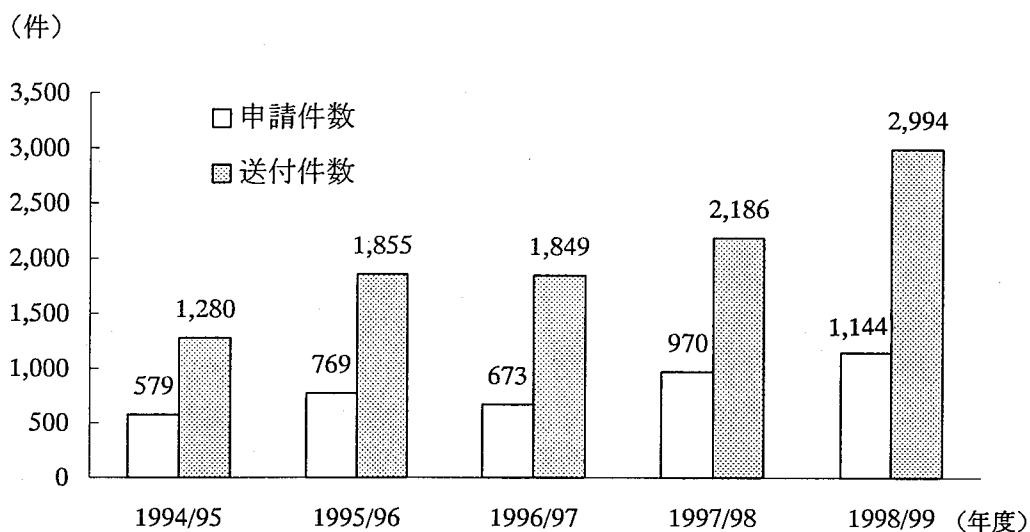


注 National Parole Board *Performance Monitoring Report 1998-1999* による。

また、矯正及び条件付き釈放法により、仮釈放委員会は、条件付き釈放等の決定内容とその理由に関する記録を保存しなければならず、被害者を始め、何らかの利害がある者は、書面で申請して、その記録の内容を知ることができるようになっている。ただし、人の安全を脅かしたり、内密に取得された情報の提供者を開示することになったり、公表することで受刑者の社会復帰に悪影響を及ぼしたりする可能性がある場合には、非開示とすることができる。

図2は、審理記録開示の申請件数及び記録送付件数の推移を見たものである²⁰。申請件数、送付件数共に増加している。

図2 審理記録の申請件数・送付件数の推移



注 National Parole Board *Performance Monitoring Report 1998-1999* による。

第4 犯罪被害者補償制度

犯罪被害者補償制度は、1967年にサスカチュワン州において導入されたのを皮切りに、その後各州で同様の制度が導入された。

連邦政府も、犯罪被害者補償制度の導入を促進するため、1973年に、州政府との間で費用分担協定を結んで一定の資金援助を実施するようになり、この協定は、1992年まで続いた。ちなみに、最後の年には、人口一人当たり0.25ドル又は総額5万ドルのいずれか額の多い方で、支払われた補償金総額の50%を限度とする額が連邦政府から各州に補助されていた²¹。

現在は、大半の州が、何らかの犯罪被害者補償制度を有している²²。運用は、すべて各州にゆだねられており、制度の中身は州によって違いがあるが、対象はいずれも暴力犯罪で、犯罪被害者の大部分を占める財産犯の被害者は対象外となっている。犯罪被害者補償を担当する部局も州によって異なり、専門の委員会（被害者補償委員会）が設けられているところ、労働災害補償機関が兼務しているところ、州の裁判官が行うところなどがある。

ここでは、オンタリオ州における犯罪被害者補償制度の概要を紹介する。

オンタリオ州では、1968年に犯罪被害者補償制度が導入された²³。その基本法である犯罪被害者補償法（Compensation for Victims of Crime Act）は、1990年に改正されて現在に至っている。制度の運営に当たるのは、司法省（Ministry of the Attorney General）に設置された犯罪被害補償委員会（Criminal Injuries Compensation Board、以下、本稿において「委員会」という。）である。委員会の委員長及び委員は、司法大臣の指名推薦に基づいて副総督（the Lieutenant-Governor）²⁴が任命する。

補償を受けられるのは、オンタリオ州において発生した暴行、傷害、殺人、性的暴行、児童虐待などの暴力犯罪により何らかの被害を被った者である。窃盗等の財産犯による被害や、交通事故による被害は、対象とならない。被害は、身体的なものでも心理的なものでも差し支えない。被害者が死亡した場

合には、その扶養家族等が、また、被害者が被扶養者である場合には、扶養責任を有していた者が、補償を受けることができる。犯罪の発生を防ごうとしたり、犯人を逮捕（しよう）したりした際に傷害を負った場合なども対象となる。加害者が特定されていなかったり、訴追されていなくても差し支えない。

補償を受けようとする者は、傷害や治療の状況を記した医療報告書や、各種請求（領収）書等の必要書類を添付した申請書を委員会に提出する。申請の期限は、傷害又は死亡の日から1年以内とされているが、やむを得ない理由があると判断される場合には、延長されることがある。

申請を受理した委員会では、委員のうち1人が単独で、又は2人以上の委員による合議体で、審理を行う。審理は、書面のみで行われる場合と、ヒアリングが開かれる場合とがある。単純なケースについては、書面のみでの審理が行われる。ヒアリングは、原則として公開されるが、公開することにより刑事裁判に影響が出ることが予想される場合や、性的暴行、児童虐待等のケースについては、委員会の判断により、非公開とされる。また、性的暴行、児童虐待等のケースで、申請者（被害者）が、ヒアリングの場で加害者と同席することに恐怖を感じるような場合には、会議電話を使ったヒアリングが行われる。

委員会が補償を認める決定をした場合には、補償金は、審理から12～16週間後に支払われる。申請から支払までに要する期間は、平均して1年から1年半程度とされている²⁵。

補償の対象となるのは、治療費、薬代、葬儀費用、傷害のために支払われなかった賃金（休業補償）、被害者の死亡によりその扶養家族が被った損失（loss of support）、慰謝料（pain and suffering）、強姦の結果生まれた子どもの養育費、ヒアリングへの出席費用等である。ただし、個人的な保険や雇用保険等から別途支払われている分については、重複して支払われることはない。補償金の上限は、一括払いの場合は2万5,000ドル、定期的分割払い（periodic）の場合は1月当たり1,000ドルである。ただし、一括払いと分割払いの両方がある場合には、一括払いの分の上限は1万2,500ドルである。また一つの事件について、複数の者から申請があった場合、当該事件についての補償金の総額は、一括払い分は15万ドル、分割払い分は25万ドルを超えてはならない。

申請者が現に経済的援助を必要とする状況にあり、補償が認められる可能性も高いと判断される場合には、正式な決定に先立って治療費や葬式費用の仮払いを行うことができる。また、委員会は、新たな証拠や状況の変化に応じ、補償金の額等をいつでも変更することができる。

委員会の決定に対して不服がある者は、その決定が単独の委員により出されたものである場合には、2人の委員による合議体での再審理を求めることができる。2人の委員による合議体で出された決定は、再審理の対象とはならず、不服がある場合には、裁判所に申し立てることになる。

表3は、委員会による申請受理・審理・決定件数を見たものである。また、表4は、委員会により認められた補償金の総額を、一括払い分と分割払い分に分けて見たものである。

図3は、1996/97年度に支払われた補償金の内訳を示したものである。全体の約84%を、慰謝料が占めている。

表3 犯罪被害補償委員会による申請受理・審理・決定件数

区 分	1994/95	1995/96	1996/97
申請受理件数	4,474	3,149	2,524
審理件数	3,235	2,980	3,412
決定件数	3,748	4,213	3,865
裁定 award	3,669	3,855	3,434
拒否 denial	79	358	431

注 Ministry of the Attorney General, "Criminal Injuries Compensation Board, 25th Annual Report"による。

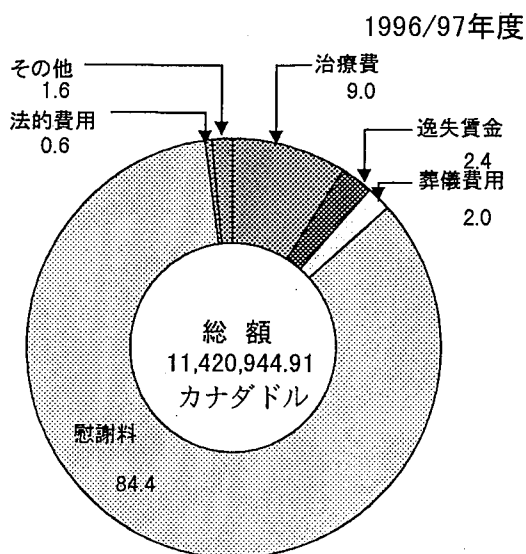
表4 犯罪被害補償委員会による補償金支払状況

区 分	1994/95	1995/96	1996/97
総 額	18,030,736.09	17,957,645.17	13,160,569.55
一括払い	15,887,453.39	15,995,881.13	11,420,944.91
分割払い	2,143,282.70	1,961,764.04	1,739,624.64

注 1 Ministry of the Attorney General, "Criminal Injuries Compensation Board, 25th Annual Report"による。

2 単位は、カナダドルである。

図3 補償金の内訳（構成比）



注 1 Ministry of the Attorney General, "Criminal Injuries Compensation Board, 25th Annual Report"による。

2 定期的分割払いによる補償金は除外している。

第5 オンタリオ州における被害者施策

刑事司法の運営の権限は原則として各州に帰せられており、犯罪被害者に関する施策についても、州によりかなり違いが見られる。以下では、オンタリオ州について、現在行われている被害者施策の概要を見ることとする。

1 基本法

オンタリオ州においては、犯罪被害者に関する基本法として、1995年に犯罪被害者の尊重に関する法律—被害者の権利章典（An Act Respecting Victims of Crime—Victims' Bill of Rights）が制定され、1996年6月から施行されている。同法は、刑事司法及び民事司法の双方における被害者のニーズや権利について規定しているが、その要点は、次の三点にまとめられる。

まず、刑事司法手続における原則として、被害者は、礼儀、思いやり及び人格の尊厳とプライバシーに対する尊重をもって遇されること、被害者が利用できるサービスや救済手段に関する情報を得られること、犯罪の捜査・起訴・判決・保釈に関する情報を得られること、性的暴行の被害者については、同性の警察官等から聴取される機会を与えられること、被害者の財物は、裁判の目的上もはや必要でなくなったときは、できるだけ早く返還を受ける権利を有すること、パロール及び一時的釈放を含む条件付き釈放や拘禁施設からの逃走についての情報を得られること、（被告人による有罪・無罪の）答弁、公判前の調整及び起訴における被害者の役割についての情報を得られることなどが規定されている。

次に、被害者が民事訴訟で加害者を訴えることを容易にするための規定が設けられている。まず、規則で定める一定の罪で有罪になった者は、犯罪によって被害者に与えた精神的苦痛や、その精神的苦痛が原因となって生じた身体的症状に関する損害に対して責任を負うものとし、特に、家庭内暴力、性的暴行又はその未遂の場合の被害者については、精神的苦痛があったものとの推定が働くことが明記されている。

民事訴訟を起こそうとする被害者に対しては、裁判官は、例外的な場合を除き、手続の開始に当たって保証金の提出を求めてはならない。

また、賠償額の認定に当たっては、加害者に対する刑事裁判での判決は、考慮の対象とされない²⁶。勝訴した被害者は、裁判官の裁量により、訴訟費用の大半について加害者から払戻しを受けたり、認定された賠償額について、犯行があった日から裁判の日までの利子を受け取る権利が認められている。

第三に、被害者司法基金（Victim Justice Fund）についての規定が設けられている。同基金は、各種の被害者支援プログラムに対してその資金を提供するためのものであり、刑事法典に規定されている付加罰金に加えて、オンタリオ州法である州犯罪法（Provincial Offences Act）に規定されている州独自の付加罰金による歳入等で賄われることになっている。州独自の付加罰金は、州犯罪法に規定された罪で有罪となり、罰金を科された場合に、罰金の額に応じて支払うことになっている。その額は、現在、州の規則により13段階に分けられており、最低は5ドル（罰金額が50ドル以下の場合）で、罰金額に応じて増額され、罰金額が501ドル以上1,000ドルまでは100ドル、1,000ドルを超える場合は罰金額の20%である。

2 被害者支援プログラム

犯罪被害者に対する支援を目的としたプログラムには、州政府が全面的に関与するものから専ら民間の支援団体が行うものまで様々なものがあるが、ここでは、司法省（Ministry of the Attorney

General), 法務省 (Ministry of the Solicitor General), 矯正保護省 (Ministry of the Correctional Services)²⁷等の州政府機関が関与する主なプログラムの幾つかを紹介することとしたい。

(1) 被害者・証人援助プログラム (Victim/Witness Assistance Program)

被害者・証人援助プログラムは、被害者及び証人に対して、刑事司法のプロセスについての理解と参加を促進するために、法廷の案内、刑事司法のプロセスについての情報提供、個々のケースについての保釈や保護観察の遵守事項等に関する情報提供、法廷への同伴等を行うことを主な目的とするものである。このほか、被害者や証人のための警察や検察官との連絡、地域にあるカウンセリング等のサービス機関への仲介、公教育 (public education) の実施、検察官やボランティアに対する研修の実施、関係機関との連絡調整等も行っている。被害影響陳述の書面や犯罪被害補償委員会に対する申請書の作成を手助けすることもある。

このプログラムは、司法省が中心となって運営しており、事務所は裁判所内に置かれている。1999年11月現在、州内の54の裁判所のうち26か所に事務所が設けられている。各事務所には、少なくともコーディネーターと援助ワーカー (support worker) の2人の職員が配置されており、アシスタント・コーディネーターが配置されているところも多い。これらの職員を含め、プログラムの実施のために事務所に配置されている職員の総数は、約100人となっている²⁸。このほか、ボランティアが活動に従事している。

表5は、被害者・証人援助プログラムの利用者の内訳を見たものである。配偶者に対する暴行の被害者が過半数を占めている。

表5 被害者/証人支援プログラム利用者の内訳

	1997/98	1998/99
総数	11,272 (100.0)	15,430 (100.0)
配偶者に対する暴行	6,317 (56.0)	8,999 (58.3)
児童虐待	1,892 (16.8)	2,177 (14.1)
性的暴行	1,064 (9.4)	1,350 (8.7)
殺人	...	92 (0.6)
交通事故死	...	52 (0.3)
その他	1,999 (17.7)	2,760 (17.9)

注 1 オンタリオ州司法省の資料による。

2 () 内は、構成比である。

3 「配偶者に対する暴行」には、婚姻関係にない相手方に対する暴行を含む。

4 「殺人」及び「交通事故死」は、1998年9月以降の数値である。

このほか、子どもの被害者又は証人に対して、特別の支援プログラムを設けているところも少なくない。例えば、トロントでは、児童虐待に関する特別委員会(the Metropolitan Toronto Special Committee on Child Abuse)²⁹により、法廷で証言しなければならない子どもとその保護者を対象に、刑事司法手続を理解してもらい、不安を和らげるための、週1回ずつ4週間にわたるグループセッションが開かれている。また、オンタリオ州司法省によって、刑事司法手続や、証人の役割等についてイラストやクイズを用いて分かりやすく説明した子供向けパンフレット等が作られている。

(2) 被害者危機援助・仲介サービス (Victim Crisis Assistance & Referral Services)

犯罪及び災害の被害者に対して、24時間体制で緊急の支援を行うもので、法務省及び矯正保護省によってコーディネートされている。被害者司法基金から資金を得て、地域社会の中に設けられた組織が運営している。実際の活動は、警察の協力を得ながら、ボランティアが行っている。警察官が、被害者の同意を得た上で、犯罪又は事故の現場から事務所に連絡し、ボランティアチームに短期間の支援の提供や他の組織への仲介を依頼するといったこともできる。

このサービスは、1999年10月現在20か所で行われており、1996/97年度の前期には、殺人、誘拐、交通事故、配偶者に対する暴行等、2,600件の要請に対応している³⁰。ケースは、家庭内暴力の被害者が多く、その大半は女性である。

(3) 性的暴行・強姦危機センター (Sexual Assault/Rape Crisis Centres)

性的暴行の被害者等を対象に、24時間体制の電話相談、警察・裁判所・病院等への同伴、個別又は集団でのカウンセリング、研修や公教育の実施等を行うもので、地域社会のボランティア組織が運営に当たり、性的暴行に関する専門的な研修を受けた職員とボランティアがサービスを提供している。センターの数は、1999年10月現在30か所を超えている。

このほか、特に医療面のケアを行うため、幾つかの病院の救急部門の中に、性的暴行治療センターが設けられている。これは、通常の病院の緊急外来は忙しく、かつ、医療措置の必要性が優先されることから、性的暴行の被害者に対して十分な対応ができないことが多いことに配慮したものである。こうしたセンターでは、性的暴行の被害者を対象に、専門のスタッフが、傷害部位の治療のほか、必要に応じ、性的感染症や妊娠を防ぐための治療や、カウンセリング等の心理的ケアを行い、また、患者が要望すれば、法的な証拠の採集等も行っている。

(4) 被害者支援ライン (Victim Support Line)

無料の専用電話により、被害者やその関係者に対して、支援や情報提供を行うもので、法務省、矯正保護省、オンタリオ州仮釈放委員会及び司法省が運営に当たっている。州内で犯罪による影響を被った者は誰でも、また、いつでも利用することができる。提供される主なサービスは、次のとおりである。

- ① 直接相談員が応対し、どこに行けば必要な援助（性的暴行の被害者に対する各種サービス、カウンセリング・プログラム、一時避難所等）が受けられるかについて情報を提供する。
- ② 録音テープにより、逮捕や釈放の手続がどうなっているか、仮釈放及び保護観察がどのような制度であるか、証人として証言する場合にどのような準備を行えばよいかなどについて説明する。
- ③ 州内の矯正施設に収容されている成人犯罪者³¹の釈放予定等に関する最新情報を被害者に自動的に通知する制度への登録を受け付ける。
- ④ 加害者の釈放の決定に当たって、被害者が抱えている懸念等の表明を聴取する。

(5) 配偶者暴行応答プログラム (Partner Assault Response Programs)

配偶者に対する暴行に関し、その被害者ではなく、加害者を対象として実施するプログラムであり、法務省及び矯正保護省が運営にかかわっている。暴力を振るう者に対し、集中的に教育的カウンセリングを行い、自らの行為に責任を持たせ、それが、女性のパートナーに対する虐待であり、起訴につながる犯罪であることの自覚を促すことを目指すものである。

多くの参加者は、仮釈放や保護観察の遵守事項として、このプログラムへの参加を義務づけられている。

なお、加害者にこのプログラムを受講させるに当たっては、必ず被害者にも、援助の窓口を提供しておくこととされている。

(6) ドメスティック・バイオレンス・コート (Domestic Violence Court)

これは、家庭内暴力事件を対象として、これまで紹介した幾つかのプログラムを組み合わせる形で、最近新たに設けられたプログラムである。配偶者に対する暴行等の場合、警察が加害者を逮捕しても、被害者が加害者の報復を恐れて、法廷での証言を拒否したり、供述内容を変えたりして有罪に持ち込めないケースが少なくない。そこで、このプログラムでは、比較的軽微な事案については刑罰に代わる代替措置を設けるとともに、刑罰を科する場合には、証拠の収集等に当たって被害者に過度の負担を負わせないような配慮がなされている。ドメスティック・バイオレンス・コートに適した事件か否かの判断は、検察官が行う。

まず、加害者に家庭内暴力によって起訴された前歴がなく、被害者に対する重大な傷害や凶器の使用等もない場合には、加害者は、有罪を認めて、カウンセリング・プログラムの受講を選択することができる。受講の費用は、収入に応じた額を自ら負担しなければならない。そして、プログラムを無事終了すれば、検察官は、裁判官に対し、前科として残らないよう求めることになる。カウンセリングは、通常、配偶者暴行応答プログラムが提供するものが利用され、集団で、16~20週間続けられる。一方、加害者に家庭内暴力で起訴された前歴があったり、被害者に重大な傷害を負わせている場合には、専門の検察官チームが事件を担当するほか、警察も、被害者の証言に加えて、警察への緊急通報記録、医療記録、写真、隣人の証言等可能な限りの証拠の収集に努め、適正な処分を科することを目指す。いずれの場合も、被害者には、被害者・証人援助プログラムにより、援助がなされる。

オンタリオ州司法省は、ドメスティック・バイオレンス・コートが、暴力を受けている女性や子どもの保護に効果を上げているとして、従来は8か所で行われていたものを、16か所に増やす予定であることを明らかにしている³²。

おわりに

カナダは、犯罪被害者に関して積極的な施策を展開している国の一つといわれている。ただ、そこで行われている様々な施策は、必ずしも実績を上げているものや安定したものばかりではなく、刑事司法関係者や被害者自身の批判や要望を踏まえながら、現在も試行錯誤を重ねている段階と見ることができるように思われる。筆者(吉田)がカナダに出張した際に、オンタリオ州における被害者施策について説明してくれた同州司法省被害者事業課長のスーザン・リー女史は、同州が特に力を入れている家庭内暴力の被害者支援施策に関して、「飲酒運転が犯罪行為だということについてコンセンサスが得られるまでに20年かかっている。配偶者や子どもに対する暴力が犯罪行為だということを万人に理解してもらうのにも、同じように長い歳月を必要としており、我々は、今、そのために努力している。」と述べていたが、カナダにおいても、まだまだ多くの取り組むべき課題を残している分野ということができよう。

本稿では、正義及び人権に関する常任理事会の勧告を受けての刑事法典の改正をはじめとして、最近における改革の状況についても可能な限り記述するよう努めたが、これらの改革がどのような成果をもたらすのかについては、今後の推移を見守っていく必要がある。また、修復的司法に関しては、先駆的なプログラムが実施されてきている一方で、現在、連邦-州-準州作業グループにおいて包括的な検討がなされているところであり、その成果も注目されるところである。いずれにしても、こうした様々な取組は、一定の実績を上げているものはもとより、必ずしもうまく機能しているとはいえないものも含めて、我が国における被害者施策を考える上で、参考となるところが少なくないと思われる。

注

- 1 カナダの憲法は、一つの成文憲法典としては存在せず、複数の法律から構成されているが、その中心をなすのは、カナダ連邦が成立した時に制定された1867年憲法(制定時の名称は、イギリス領北アメリカ法 (The British North America Act)) と、1982年憲法 (The Constitution Act, 1982) である。
- 2 同法の対象となるのは、行為時の年齢が12歳以上18歳未満の者である。
- 3 カナダの中東部、五大湖の北に位置する。カナダの総人口約3,030万人のうち、3分の1以上の約1,140万人が居住し、カナダで最も人口の多い州である。州都はトロント。
- 4 ただし、このうち、被害弁償命令に関する当初の条項は、運用の複雑さと費用の問題から、結局施行には至らず、1995年に改めて刑事法典の改正が行われて、現在の制度が設けられた。
- 5 Federal-Provincial-Territorial Working Group on Victims of Crime, *Interim Report to Ministers Responsible for Justice*, 1997
- 6 Report of the Standing Committee on Justice and Human Rights, *Victim's Rights—A Voice, Not a Veto*, 1998
- 7 Federal-Provincial-Territorial Working Group on Victims of Crime, *op.cit.*, p34
- 8 従来は14歳未満であったが、1999年改正法により、対象年齢が引き上げられた。
- 9 同上。
- 10 「精神的若しくは身体的障害を有する者」との文言は、1999年改正法により追加された。
- 11 このほか保護観察命令の遵守事項として課される場合があるが、その件数等については不明である。
- 12 例えば、Canadian Resource Centre for Victims of Crime, *Balancing the Scales: the State of Victims' Rights in Canada*, 1998
- 13 Report of the Standing Committee on Justice and Human Rights, *Victim's Rights—A Voice, Not a Veto*, 1998
- 14 作業グループにおける検討の状況をまとめたものが、1999年9月に公表されている。Federal-Provincial-Territorial Working Group on Restorative Justice, *Restorative Justice in Canada: A Discussion Paper*, 1999
- 15 ケベック州、オンタリオ州及びブリティッシュ・コロンビア州を除く州(準州)には、州仮釈放委員会がない。また、ブリティッシュ・コロンビア州でも廃止(連邦仮釈放委員会への統合)が検討されている。
- 16 社会奉仕活動、家族との接触、自己啓発活動、医療相談等のための短期間の釈放であり、刑務所職員が同行する場合としない場合とがある。
- 17 フル・パロール又は法定釈放の準備のために地域社会での活動に従事させるもので、夜間は刑務所又は中間処遇施設(ハーフウェイハウス)に戻らなければならない。
- 18 Correctional Service of Canada, et al., *Report on the Provisions and Operations of the Corrections and Conditional Release Act*, 1998
- 19 同上。
- 20 送付件数が申請件数を上回っているのは、1件の申請で複数の記録の開示を求めるケースが多いためと思われる。
- 21 Federal-Provincial-Territorial Working Group on Victims of Crime, *op.cit.*, p7
- 22 一時はすべての州が何らかの犯罪被害者補償制度を有していたが、現在は、ニュー・ファンドランド

州, ユーコン準州及びノースウェスト準州については, こうした制度を持っていない(Federal-Provincial-Territorial Working Group on Victims of Crime, *Interim Report to Ministers Responsible for Justice*)。制度が廃止されたのは, ニュー・ファンドランド州が1992年, ユーコン準州が1993年, ノースウェスト準州が1996年とされている (Canadian Resource Centre for Victims of Crime, *Balancing the Scales: the State of Victims' Rights in Canada*)。

- ²³ エザット・A・ファター (太田達也訳) 「カナダにおける被害者支援」『警察学論集』第52巻第8号, 平成11年8月
- ²⁴ カナダは, エリザベス2世を元首とする立憲君主制の連邦国家であるが, 元首の権限は, 連邦のレベルにおいては, カナダ総督 (Governor-General of Canada) に, 州のレベルにおいては副総督 (Lieutenant-Governor of the Province) に, 準州のレベルにおいてはコミッショナー (Commissioner) に, それぞれ委譲されている。
- ²⁵ 事務手続等の見直しにより, 1995/96年度から1996/97年度にかけて, 申請から書面審理までの期間が12か月から1か月に, ヒアリングまでの期間が18~24か月から12~16か月に, 大幅に短縮された (Ministry of the Attorney General, *Criminal Injuries Compensation Board, 25th Annual Report*)。
- ²⁶ ただし, 懲罰的賠償金 (punitive damages) の支払を命じる場合には, 刑事裁判における判決を考慮することになっている。
- ²⁷ 法務省及び矯正保護省は, 1999年6月に分離されるまで一つの省 (Ministry of the Solicitor General and the Correctional Services) であった。なお, Ministry of the Solicitor General をここでは法務省と訳したが, 警察がその中心であり, その他に, 消防, 検死, 法科学, 犯罪被害者対策等を所管している。
- ²⁸ Ministry of the Attorney General, *Victim/Witness Assistance Programme*
- ²⁹ 子どもに対する性的虐待の防止, 発見, 通報, 調査及び処遇を通してこうした問題の根絶を図るために設立された機関で, 児童保護, 法執行, 保健, 教育, 矯正保護等の各機関のほか, 地域のボランティアの代表からなる理事会が運営に当たる。法廷での支援プログラムのほか, 虐待を受けた子どもに対する各種支援プログラム, 児童の関係機関との連絡調整, 研修等を実施している。
- ³⁰ オンタリオ州司法省の資料による。
- ³¹ 少年犯罪者法に基づくプライバシーの保護のため, 少年犯罪者に対する情報は提供できない。
- ³² オンタリオ州司法省が行った2000年1月25日付けの記者発表による。

犯罪被害者に関する司法の基本原則宣言

連邦政府及び各州政府の司法担当大臣は、国連被害者宣言を認め、以下の諸原則が、犯罪被害者の司法へのアクセス、公正な取扱い及び援助の提供を促進する上で、カナダ社会の指針となるべきものであることに同意する。

1. 被害者は、礼儀、思いやり及び個人の尊厳とプライバシーに対する尊重をもって遇され、また、刑事司法と関係を持つことによるやむを得ない不都合は、最少限度のものでなければならない。
2. 被害者は、公式及び非公式な手続を通じ、自らが被った被害に対する迅速かつ公正な賠償を受けられなければならない。
3. 救済に関する情報や救済を受けるためのメカニズムが、被害者に提供されなければならない。
4. 刑事手続への参加並びに手続の日程、進捗状況及び最終的な処分結果に関する情報が、被害者に提供されなければならない。
5. 適当な場合には、刑事手続の全過程を通じ、被害者の見解や懸念が確認され、援助が与えられなければならない。
6. 被害者の個人的利益が影響を受ける場合、裁判所において、相当かつ刑事法や刑事手続に適合する範囲で、被害者の見解又は懸念が考慮されるようにしなければならない。
7. 被害者及びその家族の安全を保障し、脅迫及び報復から被害者等を保護するため必要な措置が講じられなければならない。
8. 被害者のニーズや懸念に関する刑事司法関係者の意識を高めるため、充実した研修が提供され、適当な場合には、そのためにガイドラインが開発されなければならない。
9. 被害者が、既存のプログラムやサービスを通じ、必要な医学的、心理学的及び社会的援助を継続して受けられるよう、健康・社会的サービスやその他関連する援助の提供についての情報が提供されなければならない。
10. 被害者は、犯罪を通報し、法執行機関に協力しなければならない。

主要参考文献一覧

- Federal-Provincial-Territorial Working Group on Victims of Crime, *Interim Report to Ministers Responsible for Justice*, 1997
- Report of the Standing Committee on Justice and Human Rights, *Victim's Rights—A Voice, Not a Veto*, 1998
- Government of Canada, *Response to the Fourteenth Report of the Standing Committee on Justice and Human Right, Victims' Rights-A Voice, Not a Veto*, 1998
- Canadian Resource Centre for Victims of Crime, *Balancing the Scales : the State of Victims' Rights in Canada*, 1998
- Federal-Provincial-Territorial Working Group on Restorative Justice, *Restorative Justice in Canada : A Discussion Paper*, 1999
- Ministry of the Solicitor General, *Victims-Questions & Answers about Corrections and Conditional Release*, 1993
- Correctional Service of Canada, et al., *Report on the Provisions and Operations of the Corrections and Conditional Release Act*, 1998
- National Parole Board, *Performace Monitoring Report 1998-1999*
- National Parole Board, *Parole : Contributing to Public Safety*, 1998
- Criminal Injuries Compensation Board, *Criminal Injuries Compensation Board, 25th Annual Report*
- Community Information Toronto, *Guide to Services for Assaulted Women in Ontario*, 1998
- 新潟大学法学部日加比較法政研究会編「カナダの現代法」, お茶の水書房, 1991年
- ジョン・セイウェル (吉田善明監修・吉田健正訳)「カナダの政治と憲法 (改訂版)」, 三省堂, 1994年
- 住田邦生「カナダの刑事司法手続について」, 検察月報391号, 1988年5・6月
- 片山 巖「カナダにおける被疑者 (被告人), 参考人等の供述 (出頭) 確保に関する法制度」, 検察月報478号, 1996年10月
- 富田一彦「カナダの少年犯罪者法 (Young Offenders Act) について」, 家庭裁判月報47巻10号, 1995年10月
- プリシラ・ファラティ (今福章二訳)「カナダの犯罪被害者施策」, 検察月報516号, 2000年3月
- 富田信穂「カナダの被害者施策」, 現代のエスプリ336号, 1995年7月
- エザット・A・ファター (太田達也訳)「カナダにおける被害者支援」, 警察学論集52巻8号, 1999年8月

オセアニアにおける犯罪被害者施策

研究官 浜井 浩一
研究官補 横地 環

目 次

第1	オーストラリア	275
1	犯罪被害者施策の沿革	275
2	刑事司法における被害者の法的地位及び被害者援護策	276
(1)	被害者の権利	276
(2)	被害者に対する情報提供	276
(3)	被害者の刑事司法への関与	276
(4)	刑事司法における被害者に対する保護	280
(5)	刑事司法における被害救済・被害回復	280
(6)	修復的司法の試み	281
3	被害者補償制度等	282
4	刑事司法機関及び被害者援助組織が行う支援活動	283
5	犯罪被害実態調査	284
第2	ニュー・ジーランド	287
1	犯罪被害者施策の沿革	287
2	刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策	287
(1)	被害者の権利	287
(2)	被害者に対する情報提供	288
(3)	被害者の刑事司法への関与	288
(4)	刑事司法における被害者に対する保護	289
(5)	刑事司法における被害救済・被害回復	289
(6)	修復的司法	289
3	被害者補償制度等	292
4	被害者援助団体組織が行う被害者支援プログラム	293
5	犯罪被害調査	293

本稿では、オセアニア地域の犯罪被害者施策として、オーストラリア及びニュー・ジーランドの実情を取り上げて紹介する。

第1 オーストラリア

オーストラリアは連邦国家であり、各州ごとに独立した刑事司法制度を有しているため、ここではビクトリア州の犯罪被害者施策を中心に記述する。1990年代に入ってビクトリア州では被害者支援が活発化し、1999年に後述する被害者支援・仲介サービス（Victims Referral and Assistance Service：以下、本稿では VRAS という。）が、オーストラリア犯罪学研究所（Australian Institute of Criminology）と共催で、「犯罪被害者の回復（Restoration for Victims of Crime）」と題するオセアニア全域における犯罪被害者支援のための国際会議を開催するなど、オーストラリアにおける被害者支援をリードする役割を担い始めており、そうした点で、ビクトリア州の犯罪被害者支援は、オーストラリアが目指している被害者支援の方向性を探る上で参考になると思われる。もっとも、オーストラリアにおける被害者支援は、各州ごとに独自の発展を見せている面もあり、ビクトリア州以外の情報についても、資料が入手できた範囲で紹介する。

1 犯罪被害者施策の沿革

オーストラリアにおける犯罪被害者支援も、他国と同様に被害者に対する経済的な補償から始まっている。1967年にニュー・サウス・ウェールズ州が最初に犯罪被害者補償制度を導入し、ビクトリア州は1972年犯罪被害者補償法（Criminal Injuries Compensation Act 1972）によってこの制度を導入した。その後、ビクトリア州の犯罪被害者補償法は、1983年全面改正され、更に1988年に部分改正された。ビクトリア州で、経済的支援以外の犯罪被害者援護が始まったのは、1980年代に入ってからであり、当時のビクトリア州警察長官の発案で、オーストラリアで最初の VOCAL（Victims of Crime Assistance League）という民間組織が作られ、犯罪被害者に対する情報提供、心理的支援などのサービスの提供が始まっている。しかし、被害者に対する本格的な支援が始まったのは1990年代に入ってからであり、その中でも特に重要な役割を果たしたのが、ビクトリア州暴力対策地域評議会（Victorian Community Council Against Violence）である¹。この評議会は、刑事司法機関からは独立した政府機関であり、暴力対策に関する調査等を実施して各機関に対して勧告を行う立場にあるが、1994年に、犯罪被害者援護に関する各関係機関の取組や、実際に被害に遭った被害者の声を調査し、その結果、被害者のニーズに基づいたより統合的な援護策の必要性を勧告した。この勧告によって改めて被害者の権利が確認され、また、これと同時に、犯罪被害者援護関係機関による会議等が開かれ、経済中心の支援から、犯罪被害者の真の立ち直りを助けるための、より多様化され、かつ有機的に統合された被害者支援への転換が打ち出された。そして、従来の犯罪被害者補償制度を改革し、精神的な被害に対するカウンセリング等のより広範囲な支援（assistance）を盛り込んだ1996年犯罪被害者支援法（Victims of Crime Assistance Act 1996）が制定され、同年11月には被害者に対する支援の総合的窓口として、ビクトリア州法務省内に VRAS の設立が宣言され、翌1997年から運営が始まった²。

2 刑事司法における被害者の法的地位及び被害者援護策

(1) 被害者の権利

オーストラリアでは、ニュー・サウス・ウェールズ州を含め五つの州・領域³で、犯罪被害者の権利を示した法律等を制定しているが、ビクトリア州には、犯罪被害者の権利について包括的に規定した法律又は章典はない。ただし、ビクトリア州暴力対策地域評議会の勧告を契機として、被害者は刑事司法機関からプライバシーを守られ、また尊厳と思いやりをもって扱われるとともに、刑事手続の結果について情報を受ける権利を有すること、また、被害回復のために必要な支援を受ける権利を有していることが関係機関によって確認され、VRASが発行している犯罪被害者のための案内 (Information for Victims of Crime) 等各機関が発行する書類⁴には、これらの権利が明記されている。また、これらの権利と同時に、被害者は、警察の捜査や裁判に協力する責務 (responsibility) を負うことも確認されている。さらに、被害者には、1991年量刑法 (Sentencing Act 1991) によって、被害の影響を裁判において陳述する権利が認められている。

また、ビクトリア州警察では、1989年、独自に「犯罪被害者のための権利宣言」 (Declaration of Rights for Victims of Crime)⁵を定め、事件処理に関する情報提供等、犯罪被害者に対して警察が行う支援について規定している。

(2) 被害者に対する情報提供

ビクトリア州では、犯罪被害者は事件の処理状況について情報を得る権利を有しているとされ、被害者支援に関する情報提供の窓口としてはVRASが開設されたが、捜査、公判等に関する情報を提供する刑事司法機関の窓口は一本化されておらず、刑事司法の各段階において、被害者が各機関に情報を求めることになる⁶。被害者が最初に接触する刑事司法機関である警察においては、被害届を出した被害者に情報を提供する警察官の氏名と連絡先が記載された「被害者へのお知らせ (Notice to the Victim)」⁷が手渡され、その後の情報提供は、その警察官を窓口として行われる。被害者に提供される情報の内容は、訴追の有無、起訴事実及び保釈に関するものが主なものとなっている。また、警察本部には被害者助言担当室 (Victim Advisory Unit) が設けられて、被害者連絡官 (victim liaison officer) が置かれており、事件処理に関することや犯罪被害者援護に関する相談を行うこともできる。被害者助言担当室は、警察における被害者対策の中心であり、被害者に対するサービスの企画・運営、職員研修の企画・実施のほか、緊急の場合には、被害者に対する一時的な援助 (practical assistance) も行っており、前述のVRASと、その活動内容が重複している部分もある⁸。

警察により訴追が行われ、事件が治安判事裁判所 (magistrate court) に係属した場合には、裁判に関する情報提供は、主に警察によって行われる。刑事裁判所でもある郡裁判所 (county court)⁹又は最高裁判所に事件が移送された場合には、検察庁で事件を担当している検察官 (Crown prosecutor) 又は検察庁の証人支援サービス (Witness Assistance Service)¹⁰によって情報提供が行われる。提供される情報は、加害者の罪状認否、起訴事実及び裁判結果 (有罪・無罪の別及び量刑) である。加害者が刑務所に収監された場合に、その釈放に関する情報の入手を希望する場合には、矯正長官事務局 (Office of the Correctional Services Commissioner) の被害者情報管理官 (Victim Information Manager) に問い合わせることができ、また、仮釈放決定に関する情報については、仮釈放委員会 (Parole Board) に問い合わせることができる。刑務所における一般的な犯罪者処遇について知りたい被害者に対しては、刑務所を見学する機会を与える試みが行われている¹¹。

(3) 被害者の刑事司法への関与

ビクトリア州警察の「犯罪被害者のための権利宣言」では、警察による訴追が行われ、被告人が保釈

を申請した場合には、犯罪被害者には、保釈申請の結果や保釈条件等について知る権利があると記されている。また、被告人が保釈される場合に、被害者が安全の確保に対して特別な配慮の必要性を感じている場合には、警察が検察官を通して保釈を決定する機関に対して被害者の意見を伝えることも明記されている。

ボックス 1

刑事司法における被害者の声

(1) パートナーから火傷を負わされた女性の声

私は、「どうして、被害者の私の立場に立って弁護をしてくれないのですか」と尋ねました。検察官の答えは、「どうしてって、私の仕事は、あなたの弁護をすることではないし、あなたに代わってあなたの利益を守ることもありませんから。私の役割は、社会を代表して犯罪を断罪することなんですよ。」というものでした。犯罪に巻き込まれて被害にあった私たちは、刑事司法の中では、誰も味方のいない、一番の敗者なのです。

(2) 交通事故死した女性の父親の声

公判の始まる30分前に、突然、検察官が被告人と司法取引をして、被告人が自白する代わりに起訴事実を軽減することになったという連絡を受けたんです。ショックでした。そして、その短時間の公判が開かれ、検察官が起訴事実を告げ、被告人が有罪を認め、量刑の日が指定されました。その間わずか15分でした。私たちの司法に対する期待は見事に打ち砕かれました。ショックとともに、ふつふつと怒りがこみ上げ、自宅に戻ってから、裁判に証人としてかかわってきたこれまでの15か月は、いったい何のためだったのかと自問自答しました。

出典：Giuliano, B. (ed.), *Survival and Beyond: An Anthology of Stories by Victims of Crime and a Victims' Resource Guide*, The National Association for Loss and Grief, ACT Inc., Curtin, ACT, 1998から抜粋した。

警察の訴追又は検察官の訴追の取消しについて、被害者が意見を述べる機会は与えられていないが、警察が訴追しなかった事件又は検察官が訴追を取り消した事件について、被害者が私人訴追を行うことは理論上可能である¹²。

被告人の有罪が確定した段階で、被害者は、その被った被害に係る物理的損害・心理的被害・経済的損害の程度及びその影響に関する陳述 (victim impact statement, 以下、本稿において「被害影響陳述」という。)¹³を行う機会を与えられる。この陳述は、任意であり、陳述する場合は、通常、検察官を通して書面によって提出され、法廷で被害者によって読み上げられるか、又は裁判官によって読み上げられる。被告人側は、この内容について、被害者に対して、反対尋問 (cross examination) をすることができる。

ボックス 2

被害影響陳述の書式

以下は、ビクトリア州法務省 (the Department of Justice) が被害者に交付する、「被害影響陳述のお知らせ」 (Victim Impact Statements Information Booklet) 内にとじ込まれている被害影響陳述用紙の書式内容をそのまま紹介するものである。

担当警察官氏名及び電話番号.....

被告人氏名.....

罪名.....

公判が開かれている裁判所名.....

公判日.....

(法律で定められた申立てとしての) 被害影響陳述

この法的申立の書式は、犯罪被害者が、その被った被害の影響に関する情報を裁判所に提出するお手伝いをするためのものです。したがって、この書式に直接書き込むこともできますし、この書式をガイドとして利用することも可能であり、必ずしもこの書式を使用しなくてはならないわけではありません。この書式を使用する場合にも、すべてについて記載する必要はなく、該当する部分について記載してください。なお、この書式への記載は、犯罪被害者補償の申請にはなりませんので注意してください。

1 犯罪の結果発生した身体的傷害

ここには、傷害の種類、治療内容、予後等を記入してください。
(補足資料がある場合には添付してください。)

2 犯罪の結果発生した経済的損失

ここには、収入の損失、犯罪の結果生じた費用等を記入してください。
(補足資料がある場合には添付してください。)

3 犯罪の結果発生した財産上の損害

ここには、衣服、メガネ、道具、自宅、その他、修復されなかった財産上の損害について記載してください。
(補足資料がある場合には添付してください。)

4 犯罪の結果発生した心理的トラウマ

ここには、健康的な生活を送り、生活を楽しむことなどに支障を来すような心理的トラウマについて記載してください。
(補足資料がある場合には添付してください。)

5 その他関連事項

ここには、犯罪によって生活にどのような影響があったのかなど、他の部分に記載できなかったことで、裁判官に伝えたいことがあれば記載してください。
(補足資料がある場合には添付してください。)

医者やカウンセラーの診断書等、もし、あなたの陳述を証明するような文書があれば添付してください。

私、_____は、この申立てが、私の名前によって署名され、その内容があらゆる側面から真実のみを記述してあることを宣誓するとともに、事実でないことを記載した場合には偽証罪に問われることを承知しています。

_____ 申立人署名

ボックス 3

ビクトリア州における被害影響陳述の運用に関する研究

ビクトリア州における被害影響陳述は、1994年5月31日から運用されているが、以下では、その運用状況等に関する論文の概要を紹介する。

被害影響陳述には、大きく分けて次の三つの目的が考えられる。

- ①犯罪に関する情報の提供
- ②被害者の刑事手続への参加
- ③加害者に犯罪のもたらした結果を示す

しかし、被害影響陳述の運用には様々な問題があり、十分に意図した効果を上げているとは言い難い。考えられる問題点には、以下のようなものがある。

- ・被害者が十分に説得力のある被害を陳述できず、裁判官が被害程度を実際よりも低く評価する危険性があること。
- ・被害程度を陳述するために、病院等の領収書などを添付する必要があり、被害者の負担が増加すること。
- ・被害影響陳述の作成等に関して、被害者を支援する体制が十分でなく、担当する機関の職員の態度や資質に大きく左右される危険性があること。
- ・被害影響陳述が、裁判官によっては量刑上ほとんど考慮されない可能性があること。

表1 裁判所別・罪種別・被害影響陳述の提出数

オーストラリア・ビクトリア州 (1995年)

裁判所の種類	罪種	提出数
郡裁判所	合計	100
	性犯罪	48
	窃盗	9
	暴行	17
	武装強盗	23
	過失運転	3
治安判事裁判所	合計	13
	性犯罪	2
	窃盗	4
少年裁判所	合計	2
	暴行	2

- 注 1 提出数は、1995年1月～6月の実績である。
 2 「武装強盗」とは、armed robberyをいう。
 3 「過失運転」とは、culpable drivingをいう。

以上のようなことから、実際に被害影響陳述を行った被害者の満足度は必ずしも高くなく、改善が必要である。

表1は、1995年度上半期における被害影響陳述の提出状況を示している。

被害影響陳述の提出数が罪名別で最も多いのが、性犯罪の48件である。

出典：Mitchell, D. *Victim Impact Statements: A brief examination of their implementation in Victoria*, *Current Issues in Criminal Justice*, 出版社不詳, 1996, 163-174, オーストラリア犯罪学研究所から入手した資料。

また、被害者が希望する場合には裁判を傍聴することができるが、被害者が証人として証言することが予定されている場合には、証言に際して予断をもたないようにするため傍聴することができない¹⁴。

加害者が刑務所に収監された後、仮釈放の検討に当たって、仮釈放委員会は、被害者又はその代理人の意見を考慮することになっている¹⁵。

(4) 刑事司法における被害者に対する保護

「犯罪被害者のための権利宣言」には、犯罪被害者は被疑者等からの不必要な接触から守られる権利を有していることも明記されており、被害者からの要請があった場合、警察は何らかの保護措置を講ずる必要があるとされている。被害者の住所等についての情報は、裁判所が開示の必要性を認めない限り秘匿される。また、被害者等が裁判の証人となり、又はなった場合で、ビクトリア州警察長官 (the Chief Commissioner) が証人又はその家族の安全に重大な危険があると判断したときには、1991年証人保護法 (Witness Protection Act 1991) により、証人は警察の保護下に入り、保護の必要性に応じて、警察が管理する住居への転居、新しい身分 (new identity) の取得等が可能となる¹⁶。

治安判事裁判所において被害者が証人として出廷する場合は、警察によって裁判に関する情報提供が行われるほか、民間の裁判所ネットワーク (Court Network) により、裁判手続に関する情報提供、裁判所の下見、付添い等のサービスが提供される¹⁷。また、性犯罪に関する事件について、治安判事裁判所で行われる予備審理 (committal hearing) は非公開である。性犯罪被害者や児童虐待の被害者等が、加害者と法廷で対峙することに不安を感じる特別な理由がある場合は、ビデオ・リンク (audio-visual link) を利用した証言等の措置がとられる¹⁸。郡裁判所では、前述の裁判所ネットワーク又は検察庁の証人支援サービスが、証人に対する情報提供や支援を行い、証人が安心して証言できるように配慮する。また、証人支援サービスでは、裁判で証言する性犯罪被害者等に対しては、特別な配慮を払うことになっている。裁判に証人として出廷した者に対しては、休業補償を含め必要経費が支払われる¹⁹。

(5) 刑事司法における被害救済・被害回復

刑事裁判においては、被害回復を命ずる制度として弁償命令 (restitution order) 及び賠償命令 (compensation order) がある²⁰。弁償命令は、盗罪に対して言い渡されるもので、盗まれた物品を返却させ、又はそれに相当する対価を有罪となった加害者に支払わせること等によって被害回復を命ずるもので、実被害を超えた賠償を命ずるものではなく、盗品の正当な所有者又は検察官の請求に基づいて、裁判所が言い渡す。これに対して、賠償命令は、犯罪によって生じた被害 (loss or destruction or damage) や苦痛 (pain and suffering)²¹に対する賠償を命ずるものである。ただし、物理的被害の回復については、実際の被害額を超えるものではなく、賠償金額は裁判所によって決定される。これらの命令は、判決に対する付加的な処分と考えられており、犯罪被害者又は検察官の要請によって裁判所が考慮するもので、被害影響陳述の際に併せて申請される場合もある。また、裁判所がこれらの命令を科した場合、その最終的徴収責任は裁判所にあり、これを執行するために財産没収法 (Confiscation Act 1997) を適

用することもできる。

ビクトリア州では、被害者が加害者に対して民事訴訟を起こした場合、被害者が、加害者の支払能力を証明することが可能で、かつ賠償請求金額が訴訟費用を超える等一定の条件を満たせば、この民事訴訟を州政府が被害者に代わって行う制度がある²²。

(6) 修復的司法の試み

オーストラリアには、刑事手続における被害者と加害者の和解プログラム又は修復的司法 (restorative justice) として、重大犯罪以外の犯罪を対象として、被害者、加害者及び地域の代表者によるカンファレンス (協議会) 方式の解決方法がダイバージョンとして広く行われている。オーストラリアで、最初にこのカンファレンスを導入したのが、ニュー・サウス・ウェールズ州であり、警察官を仲介役にした「ワガ(Wagga)」モデルといわれている。これらのカンファレンスは、もともとは、1989年にニュー・ジーランドで始められたファミリー・グループ・カンファレンスをモデルとしたもので、1990年代に入って、オーストラリアのすべての州・領域で様々な試行が行われては改変されている。現在も、首都領域²³では警察を中心としたカンファレンス、ニュー・サウス・ウェールズ州、サウス・オーストラリア州、ウェスタン・オーストラリア州及びクィーンズランド州では裁判所を中心としたカンファレンスが実施されており、このうち、ニュー・サウス・ウェールズ、サウス・オーストラリア及びウェスタン・オーストラリアでは、このカンファレンスが少年司法の中核をなしている。また、首都領域を除く前記の四つの州ではカンファレンスが法的に整備され、タスマニア州でもカンファレンスを実施するための機関の設置が法律で定められている。

カンファレンスの目的は、犯罪者を起訴・裁判所で裁く代わりに、加害者、被害者、司法機関等の仲介者の話し合いで解決を図ろうとするものである。したがって、カンファレンスは犯罪者の有罪・無罪の判断は行うことができず、当然のこととして、加害者が犯罪事実を認めている場合が対象となる。カンファレンスと呼ばれる話し合いは、通常、1～2時間程度行われ、被害者及びその関係者並びに加害者及びその関係者が参加して行われる。仲介者は、話し合いの進行を管理する司会役を担い、加害者に対する非難ではなく、加害行為に対する非難が焦点となるように配慮しつつ、加害者に、犯罪行為の事実関係、その動機や、現在それをどう考えているか説明を求め、同時に、被害者には、犯罪の結果生じた身体的、経済的、心理的被害について説明を求める。そして、その流れの中で、最終的には、加害者が被害者に謝罪し、その上で、加害者が償いとして、また、加害者の立ち直りのために何をすべきが話し合われ、合意に達した時点で、誓約書に参加者が署名を行うことが期待される。誓約の内容には、賠償金の支払、被害者又は地域のために一定の活動に参加することなどが盛り込まれる。

ボックス 4

プロジェクト「ライズ (RISE: Reintegrative Shaming Experiments)」

ここでは、カンファレンスの一つで、首都領域で実験的に実施されているプロジェクトを紹介する。このプロジェクトは、オーストラリア国立大学によって行われているもので、カンファレンスの効果を実証的方法を用いて調査するとともに、それを理論的にも検証しようとする試みである。

このプロジェクトでは、理論的な仮説として、「再統合的シェイミング」という概念を採用している。これは、オーストラリア国立大学教授で世界的な犯罪学者である John Braithwaite の提唱している考え方で、簡単に言うと犯罪者にシェイミング (恥をかかせる) ことによって再犯を防止できるとするものである。Braithwaite は、シェイミングを二種類に分けている。一つがラベリング理論という「烙印づけ的シェイミング」であり、これは犯罪者という烙印を押し、社会から疎外するシェ

イミングであり、犯罪を増加させる。一方、「再統合的シェイミング」は、犯罪行為を非難し、犯罪者に恥をかかせつつも、犯罪者からの謝罪によって、地域社会が彼を再び受け入れることで、再犯を防止できるとしている。つまり、このプロジェクトは、こうした再統合的シェイミングを促すことによって再犯を防止できる点で、カンファレンスが裁判よりも優れているという仮説を基盤としている。

ライズにおけるカンファレンスは、ワガモデルを採用し、警察官が仲介者となっている。対象となる罪種は、飲酒運転、少年による財産犯、青年による暴力犯であり、実験では、対象となる者を、無作為に、カンファレンスを受ける群と通常の裁判を受ける群に分けて、一定期間をおいて、加害者、被害者、警察の態度や、再犯率等の効果測定を行っている。実験は、1995年から始められ、何度か中間報告が出されているが、現在も継続して行われている。

中間報告によると、裁判群と比較して、カンファレンス群の方が加害者の精神的なストレスが大きく、逆に、被害者にとっては、カンファレンス群の方が加害者の謝罪をより受けやすいなど、満足度が高い傾向にある。また、カンファレンス群の加害者の方が、再犯をしないと決意する者が多い傾向にあり、その後の職業や家庭生活においてより安定している傾向が指摘されている。ただし、実際の再犯率については、結果が一定しておらず、今後の検討課題となっている。

出典：Strang, H., Barnes, G. C., Braithwaite, J. and Sherman, L. W. *A Progress Report on the Canberra Reintegrative Shaming Experiments (RISE)*, Australian Federal Police and Australian National University, 1999.

3 被害者補償制度等

1996年犯罪被害者支援法により、犯罪被害者支援審判所 (Victim of Crime Assistance Tribunal) が設立されるとともに、1983年犯罪被害補償法 (Criminal Injuries Compensation Act 1983) が廃止され、新たな被害者補償制度が設けられた。主な変更点として、身体的被害に対する補償だけでなく、心理的な被害²⁴に対する補償を含めると同時に、犯罪被害を目撃等することで精神的被害等の間接的な被害を受けた者も補償申請の対象とするほか、心理的な被害に対するカウンセリング費用も補償対象に含めるなど、従来の経済的支援だけの補償 (compensation) から、総合的な被害者の立ち直りの支援 (assistance) のための補償への方向転換が図られている。なお、対象となるのは暴力を伴う犯罪だけであり、財産犯罪に対する補償が含まれないのは従来どおりである。この新しい制度では、補償の対象となる被害者は、以下の3種類に分類、定義される。

- ・一次被害者 (primary victim) : いわゆる犯罪の直接被害者。
- ・二次被害者 (secondary victim) : 犯罪を目撃するなどした間接被害者又は18歳未満の一次被害者の保護者で、犯罪の発生によって被害を受けた者等。
- ・近親被害者 (related victim) : 死亡した被害者の近親者である。近親者には、配偶者、親、子ども等の被扶養家族、兄弟が含まれる。

これらの被害者は、犯罪被害者支援審判所に犯罪被害の補償を申請することができる。補償の上限は、一次被害者の場合最高6万オーストラリア・ドル (以下、本稿においては単にドルという。) で、医療費、カウンセリング費用及び葬儀費用等に対して支払われる。また、休業補償も認められる場合があるが、2万ドルを限度としている。二次被害者の場合は、5万ドル、近親被害者の場合は、合計で10万ドルである。ただし、そのほかの手段で補償を得ている場合には、その金額が補償額決定の際に考慮され

る。また、この制度はビクトリア州で発生した犯罪被害に対してのみ適用される。犯罪被害者支援審判所での審理は、原則公開²⁵で、治安判事によって行われる。支援の決定は、加害者が有罪となっていない場合や加害者が検挙されていなくても行われ得る。また、加害者が検挙され、有罪となった場合には、州の請求を受けて、裁判所は、加害者に対して、州が被害者補償制度によって被害者に支払った補償の一部又は全部を返却するように命ずることができる²⁶。

犯罪被害者支援審判所が正式に発足したのは1997年7月1日であり、それ以前の申請については、旧制度によって処理されている。そのため、1997年度の補償実績に関する統計には新制度及び旧制度の両方が含まれており、旧制度による経済的補償が4,463万2,774ドル、新制度によるものが76万9,931ドルである。新制度により何らかの補償が給付されたのは124件で、そのうち、一次被害者は109件、二次被害者は2件、近親被害者は9件であり、上記以外で死亡した被害者の葬儀費用を負担した者に対しても、4件の給付が行われている。新制度による一件当たりの平均給付金額は6,209ドルである。1997年度審判所において処理された1万2,445件のうち何らかの給付決定が行われたものが5,891件、申請棄却が355件、申請不備による取消しが2,366件、決定に対する不服申立てが161件で、そのほかは決定保留等となっている。

4 刑事司法機関及び被害者援助組織が行う支援活動

ビクトリア州の犯罪被害者支援において中心的な役割を果たしているのが、ビクトリア州被害者支援発展の契機ともなったビクトリア州暴力対策地域評議会の勧告を受けて1997年に州法務省の機関として開設されたVRASである。VRASの役割は、大別すると次の三つである。

- ①被害者の立ち直りを支援するために、最も適切なサービスを紹介する。
- ②犯罪直後に、被害者カウンセリング制度（Victim Counselling Scheme）を提供する。
- ③地域にある様々な被害者支援プログラムに対して必要な助成を行う。

このうち①及び②は、性犯罪被害等を対象とする民間の様々な支援組織のネットワークを作り上げ、それらに対して必要な資金を提供することで、サービス内容を充実化させることを目的としている。②の被害者カウンセリング制度は、犯罪被害補償制度とは別に、緊急にカウンセリングが必要な暴力犯罪の被害者、殺人事件の遺族等²⁷に対して、資格を有した臨床心理士を紹介するとともに、その費用を負担するものである。原則として、5回（1回1時間）までのカウンセリングは自動的に無料となり、必要な場合には更に5回まで延長が可能である²⁸。ただし、10回を超えるカウンセリングが必要な場合には、犯罪被害者支援審判所に、かかった費用の補償を申請しなくてはならない。また、VRASは、Helplineという電話相談のサービスを行っており、相談の内容に応じて訓練を受けた専門のアドバイザーが対応に当たっている。

ボックス 5

VRAS による電話相談

事例① 近隣に住んでいる加害者から暴行を受けた年輩の女性が、Helplineに電話をかけてきた。彼女は、事件を警察に届けたものの、一人でひどく混乱し、途方に暮れていた。Helplineのアドバイザーは、彼女の要望を聞き、近くの開業医と相談の上、折り返し彼女に電話をかけ、身体的な傷害がないことを確認した。次に、近くの登録臨床心理士に連絡し、彼女の住まいへの出張カウンセリングを依頼した。また、役場と連絡を取り、食料の配達サービスを手配するとともに、定期的の様子を見るように依頼した。数日後、再びアドバイザーが電話をすると、彼女は誰かが自分の

ことを見守ってくれているという安心感をもち、犯罪被害からの回復に向かっていた。

事例② 身体障害を持つ少女が強姦事件に遭い、Helplineに電話をしてきた。彼女は恐怖に打ち震え、自宅から一歩も外に出ることができない様子であった。彼女はカウンセリングを受けることを望んでいたが、動揺して自分から電話をかけることもできないという。そこで、アドバイザーが彼女の自宅を訪問した。アドバイザーは被害者カウンセリング制度について説明し、彼女の同意を得た上で、登録臨床心理士に電話をかけ、出張カウンセリングを依頼した。その後、アドバイザーは、地域の性犯罪被害者支援組織に援助を依頼するとともに、犯罪被害者補償制度への申請用紙を手配した。

事例③ 年輩の中国人男性が、片言英語でHelplineに電話をしてきた。直ちに通訳の手配が行われ、男性が激しい暴行を受け、重大な傷害を負っていることが判明した。アドバイザーは中国語で対応できる医療機関とカウンセリングの手配を行うと同時に、VRASのデータベースの中から男性の文化圏を考慮したサービスを提供できる民間機関を見つけ出し、その機関に長期的な支援を依頼した。併せて、犯罪被害者補償制度への申請用紙を手配した。

出典：Victims Referral & Assistance Serviceによる同名のパンフレット（1998）から要旨を抜粋した。

ビクトリア州には、VOCAL (Victims of Crime Assistance League) という民間組織があり、犯罪被害者に対する情報提供、心理的支援などのサービスを提供している。また、裁判所段階では、裁判所ネットワークと呼ばれる民間団体が、被害者を含む裁判所を利用する市民に対して裁判所の案内、裁判審理に関する情報提供等のサービスを行っている。また、この裁判所ネットワークは、家庭内暴力の被害者や性暴力の被害者に対する特別な支援プログラムをもっている。

5 犯罪被害実態調査

主要先進国では、社会で発生している犯罪の多くが警察に届けられておらず、警察の認知件数は、特定の凶悪犯罪等の罪種を除き、実際に発生した犯罪の全体像を表す数値ではないという認識が深まっており、認知件数以外の方法で犯罪発生率を測定する指標として、最新の統計学の知識とコンピュータによる大量のデータ処理機能を使って行われる、「犯罪被害実態調査」が開発され、定期的を実施され、その結果が刑事政策に反映されている。ビクトリア州では、1997年に1996年1年間を対象とした、州レベルでの個人・世帯を対象とした犯罪被害実態調査 (Victorian Crime Victimization Survey) を実施している。調査の主な目的は、州内の犯罪被害の実態を把握すると同時に、犯罪を警察に届けたかどうかの申告率及び申告しなかった場合には、その理由を調べることにあった。

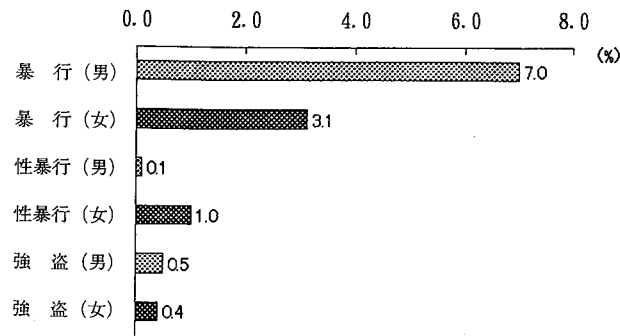
図1は、1996年の住民一人当たりの犯罪被害発生率を罪種別・男女別に見たものである。男性において暴行の被害率が高く、女性において性暴行の被害率が高い。また、女性の場合には35.2%の被害が自宅で発生しているのに対して、男性の場合には34.0%の被害が路上等の屋外で発生している。また、図2及び表2は、それぞれ犯罪被害の警察への申告率及び申告しなかった場合の理由を示したものである。保険が支払われる自動車盗で申告率が高く、対人犯罪で申告率が低いのが分かる。対人犯罪において申告しない理由としては、男女ともに、「大きな事件ではない」が多いが、「警察は何もしてくれない」がそれに次いでいる。

また、オーストラリア全体としては、連邦政府が1998年（1年間）の個人・世帯を対象に犯罪被害実態調査 (Crime and Safety Australia)²⁹を実施している。図3は、1998年（1年間）の一世帯・住民

一人当たりの罪種別被害発生率を見たものである。男女別の数値ではないため、正確な比較は困難であるが、ビクトリア州の結果と同様の傾向を示している。また、この調査では、調査対象者が被害を警察に届けたと申告したケースについて、警察の処理状況との比較を行っているが、警察に届けたとされた事件のうち、暴行・強盗の70%、性暴行の50%が警察の記録に残っていないことが明らかになった。

図1 住民一人当たりの罪種別・男女別年間被害発生率

オーストラリア・ビクトリア州 (1996年)

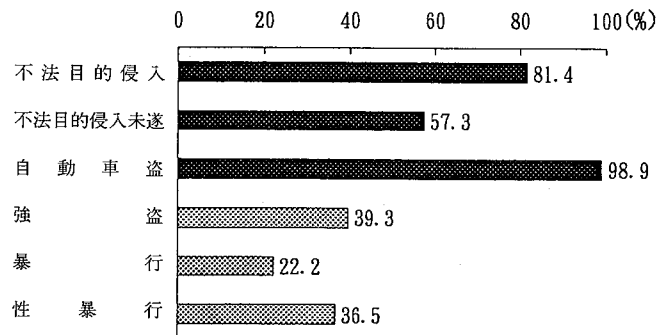


注1 1996 Crime Victimization Survey による。

2 数値は、男女別総数に対する比率である。

図2 犯罪被害における罪種別申告率

オーストラリア・ビクトリア州 (1996年)



注1 1996 Crime Victimization Survey による。

2 不法目的侵入から自動車盗までは、世帯を単位とした被害である。

表2 対人犯罪における男女別「申告しなかった理由」

オーストラリア・ビクトリア州 (1996年)

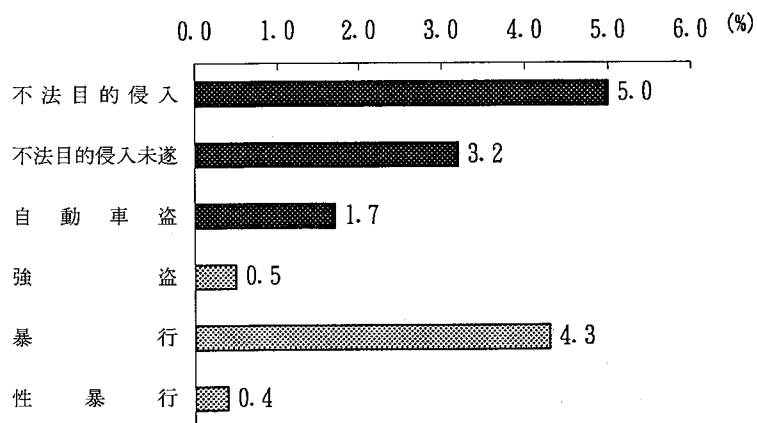
大きな事件ではない	男	45.0
	女	29.1
面倒である	男	6.7
	女	1.7
警察は何もしてくれない	男	21.5
	女	21.4
他の機関に届けた	男	6.5
	女	15.1
事件は個人的なこと	男	8.5
	女	8.3
報復が心配	男	3.5
	女	12.1
その他	男	8.6
	女	12.0

注1 1996 Crime Victimization Surveyによる。

注2 数値は、男女別総数に対する比率である。

図3 一世帯・住民一人当たりの罪種別年間被害発生率

オーストラリア (1998年)



注1 1997年5月から1998年4月までの犯罪被害を対象とした、1998 Crime and Safety Australiaによる。

注2 不法目的侵入から自動車盗までは、世帯を単位とした被害である。

第2 ニュー・ジーランド

1 犯罪被害者施策の沿革

ニュー・ジーランドは、1963年に、犯罪被害者補償法 (Criminal Injuries Compensation Act 1963) を制定し、世界で最初³⁰に犯罪被害者に対する経済的補償制度を導入した。その後、1967年にウッドハウス (Mr. Justice Woodhouse) を座長とする王立委員会が、コモン・ロー上の賠償請求権について、当時の制度は、結果として人々に非常に不公平なものとなっているとする答申を発表した。特に、加害者 (被告) に対して民事訴訟を起こすことは、現実問題として、時間的にも、経済的にも被害者の負担が大きく、仮に勝訴しても、それを加害者に履行させることが必ずしも容易ではなく、被害が回復されない事実を指摘した。そして、交通災害や労働災害等の被害者の救済を目的とした国家災害補償制度 (Accident Compensation Scheme) の導入を勧告した。その結果、犯罪被害も災害の一つという考え方から、犯罪被害者補償法による補償は、1974年に国家災害補償制度に統合されて、労働災害等と同様の扱いで補償されるようになった。その後、この制度は、1992年、1996年に補償範囲を拡大する方向で改められている。特に、1996年の改革では、単なる経済支援ではなく、被害者の社会復帰に焦点を移した改革が行われた。

刑事裁判においては、1985年刑事裁判法 (Criminal Justice Act 1985) により賠償命令 (reparation order) が導入され、1987年には、犯罪被害者法 (Victims of Offences Act 1987) が制定され、犯罪被害者の権利 (犯罪被害からの回復及び刑事司法にかかわる権利) が明示された。また、1989年児童、青少年及び家族法 (Children, Young Persons, and Their Families Act 1989) では、少年に対する修復的司法として少年審判に代わるファミリー・グループ・カンファレンスが導入され、加害者、被害者及び地域の代表者による非行解決の方法が採用された。このファミリー・グループ・カンファレンスに代表されるように、ニュー・ジーランド刑事司法の特徴の一つは、イギリスから持ち込まれた適正手続を原則とする刑事司法とマオリ族等の先住民族の修復的問題解決法との融合の試みにある。

2 刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策

(1) 被害者の権利

1987年犯罪被害者法は、同法の対象となる犯罪被害者を定義するとともに、犯罪被害者の基本的な権利等を規定した法律であり、1987年11月1日に施行された。この法律によると、犯罪被害者とは、加害者が当該事件によって有罪になったかどうかにかかわらず、犯罪によって、身体的傷害を負ったり、物理的な損失を被った者だけでなく、心理的な傷害を負った者や死亡した被害者の遺族も含まれると定義されている。また、同法では、これらの被害者は、以下のような権利を有することが明記されている³¹。

- ・警察官、検察官、裁判所関係者等は、犯罪被害者に対して親切かつ真しに接するとともに、その尊厳とプライバシーを尊重しなければならない (犯罪被害者法3条)。
- ・被害者又はその家族は、福祉、医療、カウンセリング、法律等に関して必要なサービスを受けることができる (同4条)。
- ・警察、裁判所関係者、医療・福祉関係者は、被害者に対して、できるだけ早く、被害回復のために受けられるサービスについて情報を提供しなくてはならない (同5条)。
- ・被害者は、不法な脅迫等から守られる保護策について情報の提供を受けられることができる (同5条)。
- ・検察又は裁判所関係者は、被害者に対して、事件の捜査状況、起訴関係の事実、証人としての被害

- 者の役割、公判の日時、公判の結果、公訴等について、情報を提供しなくてはならない（同6条）。
- ・警察等の法執行関係者及び裁判所関係者は、証拠として保管中の被害者等の財産を、できるだけ速やかに返却しなくてはならない（同7条）。
 - ・被害者が犯罪によって受けた身体的・心理的傷害、財産上の損失、その他の影響については、適宜の手續で、量刑を言い渡す裁判官に情報が提供されなければならない。また、そのような情報は、書面、又は検察官が口頭で裁判官に伝えなければならない（同8条）。
 - ・被害者の住所は、法の正義の実現に反しない限り、法廷で公開されない（同9条）。
 - ・性犯罪又は重大な暴力犯罪事件について保釈申請があった場合に、検察官は、被害者の不安や懸念について、裁判官に伝えなければならない（同10条）。
 - ・性犯罪又は重大な暴力犯罪の被害者は、現住所等必要な情報を登録した場合には、加害者の刑務所からの釈放、逃走等について通知を受けることができる（同11条）。

また、刑事司法機関の中で被害者と最初に接することの多い警察では、1997年4月に犯罪被害者対策要綱 (Victims of Crime Policy)³²を定め、1987年犯罪被害者法で定められた被害者に対するサービスを提供するための運用指針を設けている。この要綱では、警察における被害者支援の目的として、被害者が受けた財産上の損失、身体的傷害、精神的傷害に加えて、他人からの非難、屈辱感や無気力などの傷をできるだけ小さなものにするることであるとしている。そして、1987年犯罪被害者法に定義されている被害者のほかに、何らかの事故・緊急事態による傷で苦しんでいる者もその対象に含めている。また、被害者に対して民間の援助機関と協力して具体的な支援を提供する場合の協力関係についても規定が設けられており、警察は各地区ごとに被害者支援機関との間に協定を結び、危機介入等の支援体制を確立しなければならないことが定められている。

(2) 被害者に対する情報提供

ニュー・ジーランドでは、被害者に対する情報提供は、犯罪被害者法によって規定されており、他の英連邦諸国とほぼ同様の内容の情報が犯罪被害者に対して提供される。具体的には、事件が訴追され、裁判所に係属するまでは、警察によって情報提供が行われ、それ以降の手續については裁判所の職員である被害者アドバイザー (victim advisor) によって情報提供が行われる。この被害者アドバイザーは、事件の処理状況だけでなく、裁判手續及び被害回復に関する情報提供やそのほかの被害者支援プログラムへの仲介も行う³³。暴力犯罪や性犯罪の加害者が刑務所に収監された場合に、加害者の釈放に関する情報提供を希望する被害者は、警察及び矯正局によって共同運営されている被害者通知登録 (Victim Notification Register)³⁴を行うことによって、一時釈放、仮釈放審査、釈放及び逃走に関する情報提供を受けることができる。

(3) 被害者の刑事司法への関与

ニュー・ジーランドでは、被告人の保釈が審理される際、事件が性犯罪又は重大な暴力犯罪で、犯罪被害者が保釈について何らかの不安を有している場合には、犯罪被害者法に規定されているように、そうした情報が、検察官又は警察を通して裁判官に伝えられる。また、加害者が有罪を認め、刑事司法手續以外の方法で取り扱われるような、いわゆるダイバージョン・プログラム³⁵に移行する場合には、被害者の承認が必要とされている。

被告人の有罪が確定した段階で、被害者は、その被った被害に係る物理的損害・心理的被害・経済的損害の程度及びその影響に関する陳述 (victim impact statement 以下、本稿において「被害影響陳述」という。)³⁶を行う機会を与えられる。ただし、この陳述の内容は、被害者側が被った被害の程度や影響に限られ、被告人について言及することやその処分に関する意見を含むことはできないとされている。こ

の陳述は、任意であり、警察によって作成され、法廷で検察官によって読み上げられるか、又は書面で裁判官に提出される。また、被害者が量刑が軽すぎると考えた場合には、検察官又は警察に対して、量刑について上訴を求めることができる³⁷。

加害者が刑務所に収監された後、仮釈放申請がなされた場合、審査の日時が被害者に知らされ、被害者は仮釈放条件等について意見を述べる³⁸。

(4) 刑事司法における被害者に対する保護

1987年犯罪被害者法は、安全に不安のある犯罪被害者に対しては、保護的措置について説明が行われると規定している。また、裁判所による特別な判断がない限り、被害者の住所は秘匿され³⁹、また、被害者を含め裁判の証人を脅して、公正な証言を妨害した者に対しては特別な罰則規定⁴⁰がある。さらに、裁判所の職員である被害者アドバイザーは、被害者に対し、被害者支援プログラムへの仲介を行う。また、被害者が証人として出廷する場合には、付添人と共に特別な待合室を求めることができ、被害者が証言する際にも、裁判官の許可によって付添人と共に出廷することができる。また、性犯罪被害者の場合には、証言に当たって被告人と対面しないように特別な配慮が行われる。性犯罪被害者の氏名等は秘匿しなければならず、これに違反して氏名を公表した者は罰金刑に処する旨規定されている⁴¹。裁判所は、性犯罪以外の被害者についても、被害者を特定できるような情報の公開を制限することができる。また、性的虐待の被害者である児童が証人として出廷する場合は、証人席にスクリーンを用いたり、ビデオ録画による証言又はテレビ・リンク (closed circuit television system) を利用して証言を行わせることができる⁴²。裁判所に証人として出頭した場合には、必要経費が支払われる。

(5) 刑事司法における被害救済・被害回復

ニュー・ジーランドには、刑事裁判に付帯して民事訴訟を起こす制度はないが、刑事裁判において、被害回復を命ずる制度として弁償命令 (restitution order) 及び賠償命令 (reparation order) があり、また、罰金による被害補償がある。弁償命令は、盗罪に対して言い渡されるもので、盗まれた物品の返却を命ずるものである。これに対して、賠償命令は、犯罪によって生じた被害 (loss or damage to property) や心理的傷害 (emotional harm) に対する賠償を命ずるものである。オーストラリアのビクトリア州と異なり、これらは独立した処分として言い渡すことも可能であり、裁判官は、すべての事件について、その適用を検討する義務を負う⁴³。また、裁判官は、賠償命令を言い渡すに当たり、被害程度や被告人の資産等を調査する必要がある場合には、保護観察官等に命じて、賠償調査を実施させることができる。賠償調査に際して、保護観察官等は、できる限り被害者と被告人の示談交渉を進め、示談の成立を図ることが求められている⁴⁴。なお、賠償命令の執行は、罰金に優先する。表3は、1998年における賠償命令の科刑状況を示したものであり、財産犯の約20%に対して賠償命令が言い渡されている。

一方、身体的傷害 (physical harm) については、この賠償命令を言い渡すことはできないが、罰金を命じ、その一部又は全部を被害者の被害補償に当てることができる⁴⁵。

これら賠償金等の徴収は、裁判所によって執行され、被害者に対しては、裁判所から小切手で支払われる⁴⁶。この際、裁判所に小切手送付先の住所を届けるのは被害者の責任である。裁判所は、加害者から賠償金等を徴収するため加害者の財産や加害者の給料を差し押さえることもできる⁴⁷。

また、受刑中の加害者が、釈放準備のための就業プログラムに参加した場合には、その賃金は矯正局長に支払われ、矯正局長がその中から上記賠償命令による賠償金又は罰金を支払うことができる⁴⁸。

(6) 修復的司法

修復的司法 (restorative justice) は、現在、ニュー・ジーランドの刑事司法における重要課題の一つであり、法務省では、その積極的な導入について様々な機関から意見を聴取している⁴⁹。ただし、これま

表3 財産犯における補償命令の科刑状況

ニュー・ジーランド (1998年)

罪名	言渡し率 (%)	言渡し件数	補償額		
			最低値	中央値	最大値
総数	21.0	11,230	0.35	200	205,000
不法行為目的侵入	21.5	1,373	4.50	395	18,000
窃盗	18.8	2,599	0.50	150	52,000
盗品譲り受け	9.3	313	0.35	204	35,050
自動車盗	13.3	337	15.00	494	8,250
詐欺	18.9	3,257	1.51	170	205,000
放火	19.1	60	39.82	1,471	112,614
器物損壊	59.4	3,025	2.00	200	17,130
その他	5.7	266	9.00	200	35,869

- 注 1 Conviction and Sentencing in New Zealand: 1989 to 1998による。
 2 補償額の単位は、ニュー・ジーランド・ドルである。
 3 「不法行為目的侵入」は、burglary, 「器物損壊」は、wilful damageをいう。

で見てきたようにニュー・ジーランド刑事司法には、既に様々な形で修復的司法の要素が取り入れられている。成人に対しては、前述の警察段階におけるダイバージョンとしての警告処分等も修復的司法の試みと考えることができる。これは、裁判所によって訴追が正式に受理される前の段階に行われるもので、加害者に処分歴がなく、罪を認め、被害者に対する何らかの感謝の措置が講じられ、かつ被害者がそうした措置に同意していることが条件となっている。また、補償命令も、被害者に対する被害回復の試みであり、特に、保護観察官等による補償調査の際の示談交渉は、刑事和解の一つの試みである。

また、ニュー・ジーランドには、加害者側から被害者に対して、何らかの感謝の措置があった場合には、これを量刑に当たって考慮することが1985年刑事裁判法によって規定されている⁵⁰。これは先住民族であるマオリ族等の犯罪解決方法を刑事司法制度に取り入れようとした例であり、被害者が十分な補償を得たと考えている場合には、最低刑が法律によって定められていない事件について、それ以上処分を言い渡さないことも可能であるが、現実の運用は各裁判官の裁量に任されている。

さらに、少年司法の分野では、修復的司法の一つの試みと目される、ファミリー・グループ・カンファレンスがある。

ボックス 6

ニュー・ジーランドにおけるファミリー・グループ・カンファレンス (FGC) と修復的司法

(1) 少年司法制度と FGC

ニュー・ジーランドの少年司法制度は、犯罪を犯した14歳から16歳までの少年を対象とするが、例外的に10歳から13歳の児童を扱うこともある。犯罪を犯した少年の家族や被害者が司法過程に関与し、またその結果に影響を及ぼし得るようにするという意図を持って制定された1989年児童、青少年及び家族法は、警察に対し、少年の犯罪には可能な限り抑制的に対応するよう促し、同時にファミリー・グループ・カンファレンス (Family Group Conference, 以下 FGC という。) を制度化した。以来、殺人事件を除く少年犯罪には原則的に FGC で対応する方式が採用されている。

FGC の主な目的は、被害者の視点、少年本人が自分の犯罪行為に責任を取る必要性、少年の生活の質を高めたり家族を強くすることによって将来の再犯を予防するための様々な方策等を考慮に入れながら、本件犯罪を償うため最も適した更生計画を立案することである。計画の内容は、参加者

の合意が得られる範囲で柔軟に決定され得るが、実際には謝罪、社会奉仕活動、金銭による賠償 (reparation)、既存の教育プログラムへの参加などに落ち着くことが多い。

ニュー・ジーランドにおいて、警察は、犯罪少年に対し、三通りの対応が可能である。第一は、軽い犯罪の場合で、その場で警告を出してそれ以上の手続は取らないか、警察の一部である青少年援助部 (Youth Aid Section) にゆだね、親を呼んだ上で警告をするかであり、いずれにせよ非公式 (informal) の扱いで、警察段階から先には送らない。この対応は、狭義のダイバージョンと呼ばれる。

第二は、FGCを通じた処分であり、少年は警察から少年司法コーディネーター (Youth Justice Coordinator) に送致される。社会福祉局 (the Department of Social Welfare) の職員で、FGCを実施する責任を負う少年司法コーディネーターが関係者を召集し、FGCが開かれる。少年が、FGC参加者全員の合意で決まった更生計画を履行すれば、本件は裁判所に送致されることなく終了し、少年は正式な少年司法手続からダイバートされることになる。しかし、本人が事件を否認したり、FGCで話し合っても全員の合意が得られなかったり、FGCで本人の裁判所送致が合意された場合、少年の事件は、青少年の事件のみを扱う、青少年裁判所 (Youth Court)⁵¹に送られる。

第三は、逮捕である。重大犯罪であったり、証拠隠滅や犯行を重ねる疑いが濃い場合、警察は少年を逮捕する。少年が逮捕されると、事件は正式な (formal) 少年司法手続に載せられることになり、青少年裁判所に送致される。

青少年裁判所は、FGCが開かれていない事案では処分の言渡しができず、また、FGCが提出してきた勧告を必ず検討しなければならないことが定められており、青少年裁判所に送られた少年が事件を自認していれば、裁判官が少年司法コーディネーターに命じてFGCが開かれる。否認事件でも、裁判所で有罪が認められれば、やはりFGCが開かれる。

裁判所段階で行われるFGCは、上記と同様に、更生計画を提出する場合もあるが、本件が重大な場合は、裁判官が処分を決定する前に、どの処分が相当かについて勧告することが役割となる。青少年裁判所の処分には、6か月以内の期間で設定される監視命令 (supervision of the Director-General of the Department of Social Welfare)、20時間から200時間の範囲で設定される社会奉仕命令 (community work order)、実際は社会福祉局が運営する少年施設への収容を意味する、3か月間の居住制限付き監視命令 (supervision with residence order) 等があるが、そのうち最も重いものは、地方裁判所 (District Court) への移送である。これは、地方裁判所に移送された少年に対しては、拘禁刑を含む成人と同様の刑事処分を科すことが可能とされており、一方で青少年裁判所は拘禁刑を言い渡す権限を持たないためである。

FGCの開催数は、毎年およそ5,000件である。1993年に行われたFGCでは、少年司法コーディネーターに送致された少年と逮捕された少年を合わせ、警察が認知した少年犯罪者の約20%がこの方法で扱われた。FGC参加者は、少年本人、付添人 (通常は、逮捕・裁判所係属事案の場合のみ)、少年の家族及び家族が招待した人、被害者 (複数の場合もある。) 又はその代理人、警察、少年の家族に既にかかわっている場合には担当ソーシャルワーカー、そして少年司法コーディネーターである。FGCが開かれる場所については、被害者の同意が得られさえすれば、家族が希望するどこでもよいことになっている。最も一般的なのは社会福祉局の建物の一室であるが、マラエと呼ばれる集会所や家族の自宅で行われることもある。

(2) FGCに関する Morris と Maxwell の調査

FGC と被害者

FGCの目的の一つは、被害者の司法過程への参加であるが、実際にはすべての被害者がFGCに出席するわけではない。MorrisとMaxwellは、ニュー・ジーランドの少年司法制度においてFGCが果たす役割について、1990年から91年にかけて調査を行ったが、この調査によると、1人又はそれ以上の被害者あるいは被害者の代理人が参加したのは、FGC全体の半数弱であった。FGCに参加した被害者が、参加した理由は様々であり、被害者としての自分の感情を加害者に表出し、加害者にこの経験から学んでほしいということに重きを置く者もいれば、加害者の更生の役に立ちたいからという者、FGCの制度あるいは自分と同じ文化集団に所属している加害者を支援したいからという者、自分自身の利益を強調し、金銭による賠償を求める者もいた。一方、被害者の6%は加害者に会いたくないと回答しており、修復的過程に参加しないことを選択する被害者が少数ながら一定数存在し続けるであろうことが予測される。

調査では、FGCに参加した被害者の多くがこの過程を肯定的に感じていることも判明した。被害者の約60%が、自分が参加したFGCは助けになり、建設的で、出席したかいがあると感じられたとしている。一方、被害者の約25%は、出席した結果、前より不愉快になったと言っている。その理由は多岐にわたるが、最も一般的で、また重要なのは、加害者やその家族が本当に反省しているようには思えなかったから、というものであった。

調査対象となった被害者の約半数は、結果に満足していたが、一部には、FGCが出した決定が甘すぎる、あるいは厳しすぎるとして不満足だった者もいた。被害者が不満足だった理由として最も多かったのは、その場でなされた約束が、後で履行されなかったというものであった。

FGCの内容

調査では、少年に出されたFGCによる決定のおよそ85%が、「積極的な罰 (active penalties) の履行」であった。「積極的な罰」とは、社会奉仕活動、金銭賠償等をいう。これに「謝罪の履行」を加えると、数値は約95%となり、施設収容 (residential penalties) がFGCによって勧告されることはほとんどないことが判明した。

FGCと再犯

1990年から91年にかけてFGCを受けた少年をサンプルとし、その後、1994年12月までの再犯データを分析した。これと比較対照するための(FGCを受けなかった)少年のサンプルは入手できなかったが、国内及び海外で行われた他の再犯研究の結果を参照すると、FGCを受けた後1年間のサンプルの再犯率26%という結果は、悪くないばかりか、他の刑事司法上の処分を受けるより良い可能性もある、との結論が得られた。また、被害者に謝罪をしなかった者は、謝罪した者と比べて、再犯の確率が3倍となることが、統計分析によって示された。

出典：United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention, *Family group conferences and restorative justice in New Zealand*, GLOBAL REPORT ON CRIME AND JUSTICE, Oxford University Press, 1999 (原著 Morris and Maxwell, 1997) 及びインターネット上のニュー・ジーランド法務省の資料, *Conviction and Sentencing of Offenders in New Zealand: 1989 to 1998*, (http://www.justice.govt.nz/justicepubs/reports/1999/convict_sentence).⁵²

3 被害者補償制度等

ニュー・ジーランドには、国家災害補償制度 (accident compensation scheme)⁵³があり、暴力犯罪被害に限らず、何らかの災害・事故によって経済的援助が必要になった者が補償の対象となる。この制度

は1974年に導入された強制加入の国民災害保険制度であり、国民から、コモンロー上の個人的に損害賠償請求訴訟を起こす権利を取り上げる代わりに、国が損害を補償するもので、通常の保険制度と異なり過失を問わない。ただし、財産犯罪による財物の損失は、その対象とはならない。そのため、財物の損失に対して、犯罪被害者は、加害者に対して損害賠償請求訴訟を起こすことができる。この制度の目的は、単なる経済的な補償にとどまらず、暴力犯罪を含めた災害による被害からの立ち直りを支援することであり、そのため、補償の対象となるのは、身体的被害の回復にかかる費用及びリハビリにかかる費用をも含んだものとなっている。対象となるのは、ニュー・ジーランド国民⁵⁴だけでなく、ニュー・ジーランドを訪れている旅行者も含まれる⁵⁵。

この保険制度は、国営の災害回復・補償保険会社（Accident Rehabilitation and Compensation Insurance Corporation, 以下ACCという。）によって運営されている。ACCは、国民強制保険であり、犯罪だけでなく、労務災害や交通事故等の災害の補償を対象としているため、その収入源は、雇用者が支払う保険料、個人所得からの保険料（所得税の一部）、自動車登録料・ガソリン税の一部、政府からの拠出金（収入のない人のための負担金として）及び民間からの投資である。

ACCの業務の中心は、事故・災害に遭った者に対する経済的支援であるが、それ以外にも事故・災害の未然防止活動、事故発生から救援までの効率的システムの開発など、一般企業と異なり、災害対策にまで踏み込んだ活動を行っている。

4 被害者援助団体組織が行う被害者支援プログラム

ニュー・ジーランド被害者援護組織協議会（The New Zealand Council of Victim Support Groups）⁵⁶が警察と協力して、広範囲な犯罪被害者支援を行っている。1997年6月現在で77の被害者支援団体がこの協議会に加入している。この協議会は、警察と緊密な連携を取り、警察署内に事務所をもつなど、警察とともに行動し、必要な支援を被害者に与えるとともに、警察の設備も利用することが許されている⁵⁷。犯罪被害が発生した場合、被害者に関する情報がこの協議会事務局に伝えられると、協議会は、支援内容を記した通知を被害者に対して発送する。また、この組織は、24時間電話サポートサービスも行い、被害者の相談に応じている。被害者の対応には訓練を受けたボランティアが当たり、専門的なカウンセリングが必要な場合には、政府の助成を受けて、認定カウンセラーなどによるカウンセリングも提供されている。

5 犯罪被害調査

ニュー・ジーランドでは、1996年に初めて独自の犯罪被害実態調査（victim survey）を実施している。調査の目的は、犯罪被害の発生状況及び被害の実態をより正確に調査するとともに、犯罪予防や犯罪被害者対策に対する市民の反応を知ることにあつたが、同時に、女性の暴力犯罪被害、特に家庭内での暴力被害の実態にも焦点を当てたものとなっている⁵⁸。結果は、いろいろな側面から分析され、半数以上の事件が警察に認知されていないこと、特に器物損壊及び暴行においてこのような傾向が顕著であること、さらに、被害者の中には同種被害を繰り返し受けている者が少なくないこと、暴行・脅迫の被害の発生率は、家庭・職場・路上でほとんど差がないことなどが報告されている。

また、被害者援護に関しては、約40%の回答者が警察以外の犯罪被害者支援サービスがあることを知らず、警察に通報した被害者のうち、犯罪被害者支援団体等から何らかの連絡を受けたのは12%であったという結果が報告されており、犯罪被害者援護のより一層の強化が課題となっている。

注

- ¹ オーストラリアにおける犯罪被害者支援運動が高まったきっかけの一つとして、女性に対する暴力、家庭内暴力、児童虐待の問題を掲げて展開された女性運動 (Women's Movement and feminism) が挙げられ、ビクトリア州やニュー・サウス・ウェールズ州などはその典型とされている。このため、これらの州では、男性がこれらの暴力の被害者となった場合に相談できる機関が少ないとの批判もある (Cook, B., David, F. & Grant, A. *Victims' Needs, Victims' Rights : Policies and Programs for Victims of Crime in Australia*, Australian Institute of Criminology Research and Public Policy Series No. 19., 1999, 81-98)。
- ² 1994年に始まるビクトリア州暴力対策地域評議会 (Victorian Community Council Against Violence) 等を中心とした、犯罪被害者支援改革については、1997年8月に Leo Cussen Institute で開催された犯罪被害者支援に関する会議の報告書である *Victims of Crime Assistance* に詳しく紹介されている。この報告書の冒頭部分で、新しい犯罪被害者支援制度において、単なる補償 (compensation) から、被害者の立ち直りを支援 (assistance) することへの方向転換が行われたと明言されている。
- ³ ニュー・サウス・ウェールズ州、クィーンズランド州、ウェスタン・オーストラリア州、サウス・オーストラリア州及びノーザン領域の五つである。ニュー・サウス・ウェールズ州では、被害者権利法 (Victims Rights Act) によって、刑事司法にかかわる公務員が犯罪被害者を扱う上でのガイドラインが定められ、これに違反した場合には、懲戒処分を受けることなどが定められている。
- ⁴ VRAS が発行している犯罪被害者用パンフレット (*Victims Referral and Assistance Service, Information for Victims of Crime*, 14) によると、「犯罪被害者は、刑事司法の中で権利を有すると同時に義務を負う。被害者は懇切に、誠意をもって取り扱われ、その尊厳及びプライバシーが尊重される権利を有している。また、被害者は、事件、捜査の進展、公判についての情報を提供される権利を有している。さらに、被害者は、福祉的な援助、カウンセリング、医療を受ける権利を有している。同時に、被害者は警察の捜査に協力し、公判に参加する義務を負う。」と示されている。
- ⁵ ここでは、以下のような項目が取り上げられている。①常に、共感を持ち、建設的な態度で取り扱われ、被害者の個人的な事情、権利、尊厳を尊重される、②被害者は、被告人及び弁護側証人等からの不必要な接触から守られる、③被害者は、初期捜査の段階で犯罪によって生じた被害や損害に関する情報を含む報告書を聴取される、④捜査目的や公判の証拠として保管された被害者の財産は、その必要性がなくなり次第速やかに返却される、⑤被告人の保釈が検討される場合には、被害者が認識している物理的保護の必要性が、検察官を通して裁判所に伝えられる、⑥公判上の必要がない場合には、被害者の住所は公開されない、⑦公判上必要がない限り、予備審問への出席は免除される、⑧証人としての権利・義務を含む公判手続に関する情報を提供される。
- ⁶ VRAS と警察の活動には、重複するところが大きく、連携が不十分との指摘もある (前掲 Cook et al., 1999)。
- ⁷ この「お知らせ」は、一枚のペーパーで、前半部分に、①担当警察官の氏名・電話番号、②被害者の氏名、③被害の内容及び被害金額等を担当警察官が記載するようになっている。後半部分は、④被害者の権利、⑤犯罪被害者が申請し得る補償、賠償の種類に関する情報、⑥被害者支援組織、支援内容及び電話番号等の情報が簡潔に示されている。
- ⁸ ビクトリア警察の被害者支援、被害者助言担当室の役割については、Corporate Policy, Planning and review Department, *Victim Service Strategy*, Victoria Police Force, 1994. を参照。

- ⁹ 謀殺・未遂の場合には、事件は自動的に州最高裁判所に係属する。郡裁判所及び最高裁判所での審理の場合、被告人が有罪を認めない場合には、12人の陪審による裁判が行われる。
- ¹⁰ このサービスは、検察側証人及び被害者を対象としている。
- ¹¹ ビクトリア州では、州法務省矯正長官の指導監督の下、三つの民間会社 (Australasian Correctional Management, Corrections Corporation of Australia, Group 4 Corrections Services) 及び一つの行政法人 (CORE - the Public Correctional Enterprise) が刑務所運営を行っている。このうち CORE が運営する刑務所においてこうした試みが行われている。
- ¹² ただし、これは余り現実的な方法ではなく、事実上、公訴は検察官が独占している (前掲 Cook et al., 1999)。
- ¹³ この被害影響陳述は、ビクトリア州1991年量刑法 (Sentencing Act 1991) の95A 条に規定されている。法律では、被告人の有罪認定後、裁判所の量刑に資する目的で作成され、本人以外にも、被害者が18歳未満の場合、被害者が能力的に被害影響陳述の作成が困難な場合には、代理人による作成も認められ、また、被害者が個人でない場合にも作成が可能である。また、裁判所が、陳述の内容が適当でないと判断した場合には、採用されない場合もある。ビクトリア州では、条文上は、死亡した被害者の遺族はこの陳述の対象には含まれておらず、また、司法取引により起訴罪名が変更される場合には、被害者は意見を陳述することができないことになっているが、前記については判例上認められる場合があり、後者についても性犯罪の場合には、実務上、被害影響陳述が考慮される (出典はボックス3を参照)。
- ¹⁴ 前掲, *Information for Victims of Crime*, 19-20による。
- ¹⁵ ビクトリア州法務省ホームページの The Adult Parole Board of Victoria (<http://www.justice.vic.gov.au/dojsite.nsf/pages/AdultParoleBoard?OpenDocument>) による。仮釈放委員会の設置、役割等に関する規定は、1986年矯正法 (Corrections Act 1986) にある。
- ¹⁶ Witness Protection Act 1991によると、この証人保護プログラムは、ビクトリア州警察の長官の権限で運用され、原則として保護される証人及び家族の同意を必要とする。したがって、証人が保護の打ち切りを求めることもできる。新しい身分を取得したり、転居したりした場合には、保険等の契約もそれに伴って変更され、転居も警察によって行われる。同様のプログラムは、連邦及び他州にも存在する。
- ¹⁷ Court Network が出している裁判所利用者向けのパンフレット (*Going to Court? ~ Information, Support and Referral Service*) に詳しいサービスの内容が記されている。
- ¹⁸ ビクトリア州の1958年証拠法 (Evidence Act 1958, 37B, 37C, 37D) では、性犯罪又は暴力犯罪被害者、18歳未満の少年、精神障害者等が証人として証言する場合に行うことができる特別な措置として、①尋問を予めビデオ録画して証拠として提出する方法、②テレビ・リンクで法廷とそれ以外の場所をつないで証言する方法、③法廷でスクリーン背後から証言する方法などが規定されている。また、1997年証拠 (視覚・音声リンク) 法 (Evidence (Audio Visual and Audio Linking) Act 1997) に、裁判所の決定による児童等に対するテレビ・リンクの使用方法についての規定がある。ただし、実際には、裁判官及び検察官が使用をちゅうちょするケースが少ない (前掲 Cook et al., 1999, 57-58)。
- ¹⁹ ビクトリア州検察庁 (Office of Public Prosecutions) が発行している証人用の冊子 (*Now You are a Witness*) に経費に関する記載がある。これによると、ある基準の範囲以内で、交通費、休業補償等が証人の申出により検察庁から支払われる。

- ²⁰ 弁償命令及び賠償命令共に1991年量刑法 (Sentencing Act 1991) の84・85条にその規定がある。
- ²¹ 苦痛に対する賠償を求める場合には、有罪判決から6か月以内に請求しなければならない。
- ²² 前掲, *Information for Victims of Crime*, 28による。
- ²³ Australian Capital Territory と呼ばれる行政領域であり、オーストラリアの8州・領域の一つである。
- ²⁴ ただし、新制度では、従来あいまいに用いられていた被害に関する概念である苦痛 (pain and suffering) を廃しており、心理的・精神的被害な傷害 (injury) を認める代わりに、それらは医学的に認められたものでなくてはならないとした点で、従来よりも厳しくなったという批判もある。
- ²⁵ ただし、性犯罪の場合には公開しない。
- ²⁶ これは、1991年量刑法 (Sentencing Act 1991) の87A に規定されている。州からの返還請求は、加害者が当該事件で有罪認定を受けてから6か月以内になされなければならない。その際、裁判所は、加害者に弁明の機会を与えると同時に、加害者の経済状態、他の債務の有無等を考慮しなくてはならず、加害者は分割で返還することができる。
- ²⁷ このほか介入命令 (intervention order) の適用を申請した家庭内暴力、ストーカー事件及び暴行事件の被害者も対象となる。カウンセリングの申請用紙は、警察又は VRAS から入手することができる。
- ²⁸ これらの場合も、犯罪がビクトリア州で発生したことが条件となっている。
- ²⁹ オーストラリア連邦統計局 (Australian Bureau of Statistics) が、15歳以上を対象として、約4万2,200人、2万900世帯に対して調査を実施した結果である。調査結果と、警察の認知件数等との比較検討が行われている。なお、1994年にも1993年の犯罪被害を対象とした同種調査が行われている。
- ³⁰ 犯罪被害者に対する国家的補償制度は、イギリスで検討が始まり、ニュー・ジーランドは、それを参考にして制度の導入を検討し始めたのであるが、イギリスが立法化作業等の議論に時間をかけているうちに、ニュー・ジーランドの立法化が先行した。
- ³¹ この犯罪被害者法に関しては、被害者の一般的な権利又は指針が示されているだけで、運用の規定がなく、守られなかった場合の罰則も定められていないため、単なる努力目標のようなものになっているという批判もある (Ministry of Justice, *Restorative Justice ~ A Discussion Paper*, 1996. <http://www.justice.govt.nz/justicepubs/reports>)。
- ³² この要綱については、富田信穂、「ニュー・ジーランドの被害者政策—警察と『ニュー・ジーランド被害者援助団体協議会』との連携を中心として—」, 被害者学研究第9号, 1999, 67-82にその訳が紹介されている。
- ³³ 被害者アドバイザーは、以下のような被害者支援を行う。①事件の処理状況について情報を提供する, ②刑事司法制度について説明する, ③保釈について説明する, ④事件について不安や懸念事項がある場合には、それを被害者に代わって関係機関に伝える, ⑤カウンセリング, 福祉, 補償等, 被害者が受けることができる支援について情報を提供する, ⑥安全に不安がある場合に受けられる保護の内容について説明する, ⑦証人として証言する場合に、必要な情報を提供する, ⑧性犯罪被害者に対して、裁判での証言時に受けられる特別な措置について説明する, ⑨事件処理に使われた財物の返却について手助けをする, ⑩加害者の収監情報に関する通知の手助けをする (ニュー・ジーランド裁判所事務総局 (Department for Courts) の作成したパンフレット *Court Services for Victims*, 1998による)。
- ³⁴ 性犯罪及び重大暴力犯罪の被害者、遺族、保護者、代理人が、被害者通知登録制度に申請した場合、

矯正局は、警察に申請者の身元の確認を依頼し、適格者であれば14日以内に登録完了の通知を行う。ニュー・ジーランド矯正局には、被害者通知登録部門がある。また、申請者は、通知を受けるために、転居等に伴う連絡先の変更について、矯正局に変更届を提出する必要がある。矯正局では、この制度を簡潔に紹介し、申請用紙を添付したパンフレット (Department of Corrections, *Are You a Victim of Crime?* 1997) を作って関係者に配布している。

- ³⁵ ニュー・ジーランドでは、1988年から成人を対象としたダイバージョン・プログラムが実施されている。これは、事件が警察から裁判所に送られ、犯罪者が最初に裁判所に出廷した後で、かつ正式に起訴が受理される前に行われる。対象となるのは、犯罪者に前科がなく、本件が重大でなく、犯行を認め、反省が認められるとともに、被害者への賠償の準備をしている場合に限られる。さらに、被害者、加害者及び担当警察官の同意が必要とされる。ダイバージョンは、イギリスにおける警告処分と同様の性質を有しているが、同時に被害者に対する謝罪の実施、賠償・弁償の履行、その他の償いの行為、カウンセリングの受講などが遵守事項として課せられる。1994年には、2,637人(同年には、14万4,575件が起訴されている。)がダイバージョンされている(前掲 *Restorative Justice ~ A Discussion Paper*, 1996. <http://www.justice.govt.nz/justicepubs/reports> による。)
- ³⁶ これは、1987年犯罪被害者法8条によって、被害者が公判に参加する手段として認められているものであるが、実際の活用については裁判官の裁量に任されており、それが量刑においてどういう役割をもつべきかについては、必ずしも統一した見解があるわけではない (Ministry of Justice, *Sentencing Policy and Guidance: the Role of Victims in Sentencing*, 1997, <http://www.justice.govt.nz/justicepubs/reports>)。
- ³⁷ 証人用パンフレット Legal resources Trust, *Being a Witness*, 1993に詳しい。警察に求めることができるのは、警察検察官 (police prosecutor) が訴追を担当している事件の場合である。
- ³⁸ 法務省が発行している犯罪被害者及び家族用パンフレット *Victims have rights* による。仮釈放審査に関する情報の提供については、1999年犯罪被害者修正法によって規定された。
- ³⁹ 1987年犯罪被害者法9条によって規定されている。
- ⁴⁰ 証人及び陪審員等に対する脅迫、賄賂等に対しては、1961年犯罪法117条に禁止・罰則規定があり、違反すると7年を超えない拘禁刑に処せられる。
- ⁴¹ 性犯罪被害者等の場合には、被害者を特定するような公表をした者に対する禁止・罰則規定が1985年刑事裁判法139条に規定されている。違反した場合には、1,000ドルを超えない罰金に処せられる。
- ⁴² 法務省が発行している犯罪被害者及び家族用パンフレット *Victims have rights* による。
- ⁴³ 1985年刑事裁判法11条に規定されており、有罪認定を受けた犯罪者に対して、特別そうすべき理由のない限り、裁判官は、賠償命令を検討しなくてはならない。賠償金額については、保護観察官等が作成したレポート及び被害影響陳述等に加え、加害者の支払能力などを考慮して裁判官が決定する。
- ⁴⁴ 1985年刑事裁判法23条に保護観察官等の果たすべき役割についての規定がある。ただし、現実的には、被害者と加害者と直接対面して調査することは困難な場合が多く、余り履行されていない。(Ministry of Justice, *Restorative Justice ~ A Discussion Paper*, 1996. <http://www.justice.govt.nz/justicepubs/reports> による。)
- ⁴⁵ 1985年刑事裁判法27及び28条に罰金の一部又は全部を被害者への賠償に当てる規定がある。ただし、これを適用するためには、当該身体的傷害が、有罪となった犯罪によって生じられたものでなくてはならない。また、賠償命令と併せて科す場合には、賠償命令の金額を考慮しなくてはならない。ただし、この罰金は、加害者に対する民事訴訟や犯罪被害による補償制度からの給付を妨げるものではない。

い。

- 46 実際には、加害者から徴収された賠償金等は、ニュー・ジーランド裁判所事務総局に納付され、そこから被害者に支払われる。加害者が賠償金等の支払を拒否した場合又は支払わなかった場合には、社会奉仕命令、拘禁刑などが科されることになる。
- 47 刑事処分としての賠償命令等の賠償金については、ニュー・ジーランド裁判所事務総局 (Department for Courts) から被害者用に発行されたパンフレット *Reparation to Victims: Information about reparation, restitution & part payment of fines*, 1998に詳しい。
- 48 1954刑事施設法 (Penal Institutions Act 1954) 21A-C条に具体的な規定がある。なお、ニュー・ジーランドの受刑者には、作業義務があり、社会に対する償いの行為として、通常は社会奉仕活動が割り当てられる。
- 49 Ministry of Justice, *Restorative Justice: The Public Submissions*, 1998. <http://www.justice.govt.nz/justicepubs/reports> による。
- 50 1985年刑事裁判法12条にこの規定がある。この規定によると、裁判官は、量刑に当たって、加害者又はその代理人からの感謝の申出を考慮することができるとされている。その際、裁判官は、その申出が被害回復に貢献したかどうか等についても考慮の対象とするほか、示談交渉等の目的で量刑のための公判を延期することができる。
- 51 青少年裁判所は、地方裁判所の一部である。
- 52 前野育三「被害者問題と修復的司法～ニュー・ジーランドの Family Group Conference を中心に～」犯罪と非行123号, 2000年, 6-25及び山口直也「ニュー・ジーランド少年司法における”家族集団会議 (Family Group Conference)”」, 犯罪社会学研究20号, 1995年, 139-147を参考とした。
- 53 基本的な制度に関しては、1992年災害回復及び保証保険法 (Accident Rehabilitation and Compensation Insurance Act 1992) によって規定されている。
- 54 ニュー・ジーランド国民の場合には、海外での災害も補償の対象となる。
- 55 ただし、旅行者の場合は、ニュー・ジーランド国民に補償される項目のすべてが適用されるわけではない。
- 56 この協議会については、富田信穂、「ニュー・ジーランドの被害者政策—警察と『ニュー・ジーランド被害者援助団体協議会』との連携を中心として—」, 被害者学研究第9号, 1999, 67-82に詳しく紹介されている。
- 57 この連携については、ニュー・ジーランド警察の「犯罪被害者対策要綱 (Victims of Crime Policy)」において、その協力関係が規定されているほか、ニュー・ジーランド警察庁官とニュー・ジーランド被害者援護組織協議会の間で合意書が交わされている。
- 58 この章の記述は、Wichman, T., *National Survey of Crime Victims Published*, JUSTICE matters, 4, Ministry of Justice, 1997, 1-3 及び Ministry of Justice, *A Summary of the Crime Victims and Women's Safety Surveys*, 1996. <http://www.justice.govt.nz/justicepubs/reports> による。

平成 12 年 3 月 印刷
平成 12 年 3 月 発行

東京都千代田区霞が関 1-1-1
編集兼 法務総合研究所
発行人
印刷所 ヨシダ印刷両国工場
